

※ 「決算額」には、立入指導や普及啓発などに係る人件費は含んでいません。
※ 「進捗」の数字の意味は、次のとおりです。
☆☆☆☆：想定以上、☆☆☆：想定とおり、☆☆：想定以下、☆：想定以下かつ改善

No.	施策事業名称	事業継続性	目的	内容	関連するSDGsゴール	令和6年度決算額(千円)	令和6年度の取組			自己点検・評価・課題	改善策・今後の方向性	2030大阪府環境総合計画「施策の基本的な方向性」との関係					
							進捗状況					②環境・社会・経済の統合的向上					
							取組指標	実績	評価			①中長期的かつ世界的な視野	外部性の内部化	環境効率性の向上	環境リスク・移行リスクへの対応	自然資本の強化	
Ⅰ 脱炭素・省エネルギー社会の構築																	
1-1	気候危機の認識共有の促進	継続	あらゆる主体に対して気候危機の認識の浸透を図ること。	気候危機であることを市民にわかりやすく情報発信するなど、気候変動対策に対する国や府と府民・事業者が気候危機の認識を共有し、各主体が一丸となって行動していくための意識改革の取組を推進しました。 具体的には、府民・事業者・行政が連携協働して気候変動対策を推進する体制づくりやおおさかゼロカーボンシティ連絡会の開催など、脱炭素化に向けた意識をあらゆる主体が共有し、各種取組の検討・推進を図りました。	13	-	●おおさかゼロカーボンシティ連絡会開催回数 1回	●おおさかゼロカーボンシティ連絡会開催回数 2回	☆☆☆	ゼロカーボン連絡会において情報交換を行う等、府内市町村との連携体制を構築することができました。	令和6年度末でおおさかゼロカーボンシティ連絡会は閉会となりましたが、引き続き、府内市町村との協力・連携体制の構築に努めていきます。	○				◎	
1-2	おおさかスマートエネルギー協議会	継続	おおさかスマートエネルギープラン(2021年3月策定)に基づき、府民や民間事業者、市町村、エネルギー供給事業者等、あらゆる関係者と情報を共有し、再生可能エネルギーの普及拡大やエネルギー効率の向上等に向けた取組を推進すること。	府内における再生可能エネルギーの普及拡大等に関する課題について情報共有や意見交換を行う全体会議と、市町村との課題共有・意見交換を行う市町村(家語)会議を開催しました。	7 13 14	1,010	●おおさかスマートエネルギー協議会開催回数 2回	●おおさかスマートエネルギー協議会開催回数 2回	☆☆☆	国のエネルギー政策・地球温暖化対策の動向、大阪府・大阪市のエネルギー関連の取組、エネルギー供給事業者による取組など、関係者が共通するエネルギーに関する課題について情報共有や意見交換を実施しました。	引き続き、府民や民間事業者、市町村、エネルギー供給事業者等あらゆる関係者と情報交換や意見交換を行い、エネルギー問題に取り組みていきます。	○		◎	○		
1-3	府庁の率先行動	継続	府自らの事業・事業により発生する温室効果ガスの排出削減を推進すること。	「ふちよう温室効果ガス削減アクションプラン(2021年3月策定、2023年7月一部改定)」に基づき、府庁の事務事業により排出される温室効果ガス削減率の向上を目指す旨の取組に向けて、環境マネジメントシステムの運用により、省エネ・節電のさらなる推進、再生可能エネルギー由来の電気の活用、グリーン調達、エネルギー効率を認識した働き方の推進などに率先して取り組み、府民、事業者の取組をけん引しました。	7 9 12 13	31	●エネルギー消費量の削減 ・温室効果ガス排出量の削減 【参考】2022年度実績 ・エネルギー消費量の削減 前年度比 1.0%削減 ・温室効果ガス排出量の削減 前年度比 4.0%削減(速報値)	●集計のため、2023年度の実績を記載 【参考】2023年度実績 ・大手前庁舎消費量 前年度比0.2%削減 ・温室効果ガス排出量 前年度比6.7%削減	☆☆☆	大手前庁舎等での再生可能エネルギー100%電気の調達の実施や、各所蔵における環境マネジメントシステムに基づく省エネ等により、率先行動を促進することができました。	引き続き、各所蔵において、環境マネジメントシステムに基づき、取組を推進するとともに、施設対策等において省エネデバイス等も併せて実施するなど、府庁における率先行動さらに促進していきます。	○	◎	◎	◎	○	
1-4	府有施設における再生可能エネルギー・電気の調達	継続	2050年までに府内における二酸化炭素排出量実質ゼロをめざし、地域のモデルとなるよう率先して排出削減すること。	府有施設の温室効果ガス排出量の約52%は電気の利用により排出されているため、庁舎等で使用する電気について、可能なものから、再生可能エネルギー100%電気の調達を行いました。	7 12 13	-	●再生可能エネルギー導入施設数 10施設(内訳) ・大手前庁舎(本館、別館及び大阪府公館、分館6号館等3施設) ・環境農林水産部3施設(家畜保健衛生所、動物愛護管理センター、滝田ダム) ●CO ₂ 削減効果 約2,100t-CO ₂	●再生可能エネルギー導入施設数 8施設(内訳) ・大手前庁舎5施設(本館、別館及び大阪府公館、分館6号館ほか1施設) ・環境農林水産部3施設(家畜保健衛生所、動物愛護管理センター、滝田ダム) ●CO ₂ 削減効果 約2,100t-CO ₂	☆☆☆	大手前庁舎(施設の除却により5施設)及び環境農林水産部3施設において、再生可能エネルギー100%電気の調達を行いました。	電気調達の取り巻く状況を踏まえて対象施設等を検討していきます。	○		◎	○		
1-5	ESCO事業の推進	継続	建築物の省エネルギー化、地球温暖化対策、光熱水費の削減を効果的に進めることができるESCO事業を、広範な府有施設を対象に効果的に展開し、さらに大阪府内の市町村や民間企業へも普及啓発促進を図ること。	「新・大阪府ESCOアクションプラン(2015年2月策定、2020年3月改正)」に基づき府有施設へのさらなるESCO事業の導入拡大を図りました。ESCO事業の導入に関しては、複数施設の一括導入のほか、省エネ・新工設備の導入を効果的に推進しました。併せて、また大阪府市町村ESCO会議の開催を通じ府内市町村に対してESCO事業の導入を広く働きかけると共に、説明会等の場も活用し、民間建築物へもESCO事業の普及促進を図りました。	7 9 11 12 13 17	298	●府有施設におけるESCO事業の新規公募実施件数 2件 ●2023年度事業者選定施設におけるESCO改修工事の実施施設数 3施設 ＜高等職業技術専門校2校、青少年海洋センター＞ ●大阪府市町村ESCO会議の開催回数 1回 ●大阪府ESCO提案審査会にて、「新・大阪府ESCOアクションプラン」の進捗評価 1回	●府有施設におけるESCO事業の新規公募実施件数 2事業35施設(西大阪治水事務所、高等学校及び支援学校34施設) ●2023年度事業者選定施設におけるESCO改修工事の実施施設数 3施設(高等職業技術専門校2校、青少年海洋センター) ●大阪府市町村ESCO会議の開催回数 1回	☆☆☆	概ね想定通りに実施しました。	今後も引き続き、ESCO事業の府有施設への導入拡大や府内市町村・民間企業への普及啓発を図ります。	○	○	○	○		
1-6	脱炭素化に向けた消費行動促進事業	継続	府民等に対して、身近な食品分野での脱炭素化に向けた消費行動を促すための、主要な消費財の購入に際しては大阪府カーボンフットプリント(CFP)算定手法を活用した普及啓発の確立・定着を図ること。	大阪版CFP算定手法における算定対象品目の拡大や、算定ツールを活用した生産者等の自立的な算定表示による普及拡大を実施しました。また、府民等が購入するカーボンラベルをはじめとしたCFP算出の場面の拡大や、ラベルを活用した実証等により、更なる府民の脱炭素消費行動の促進を図りました。	12 13	11,385	●ラベリング表示の実施品目 農産物等26品目 ●ラベリング表示店舗 44店舗	●ラベリング表示の実施品目 農産物等26品目 ●ラベリング表示店舗 50店舗	☆☆☆	生産者が簡単に算定できる大阪版カーボンフットプリント(CFP)算定ツールを開発・活用しました。また、おおさかカーボンフットプリントプロジェクトを立ち上げ、普及啓発の展開を図りました。	CFPの算定可能品目を拡充するとともに、イベントや店舗等での表示の機会を強化していきます。	○	◎	○		◎	
1-7	府民の脱炭素行動促進・貢献量可視化事業	新規	アプリを活用して、企業と連携して大きなキャンペーンを展開し、府民の脱炭素行動促進を図ること。	府民の脱炭素行動への関与を大きく後押しするため、博覧会協会のEXPOグリーンチャレンジアプリや、連携協定を締結する事業者のアプリを活用し、府民の脱炭素行動を促進するキャンペーンとして、府ダッシュボード活用によりその進捗等を可視化するとともに、府民向け啓発イベントを実施しました。	12 13	45,623	●府民のアプリ利用者 40万人	●府民のアプリ利用者 約2万人 ・ダッシュボードにおおさか脱炭素アプリプロジェクト「みんなのCO2削減量」の開設 ●府民向け啓発イベント 4回	☆☆☆	指標に達しなかったものの、ダッシュボードの活用により、CO ₂ 削減の進捗等をわかりやすく可視化するとともに、府民向け啓発イベント(4回)を実施し、府民の脱炭素行動の変容の促進を図ることができました。	引き続き、アプリ等を通じて府民の脱炭素行動変容を促進していきます。	○	◎	○		◎	
1-8	環境配慮消費行動促進に向けた脱炭素ポイント付与制度普及事業	継続	府民の日常的な消費行動を脱炭素型に変革していくこと。	小売事業者等が現在運用しているポイントシステムを活用し、生産・流通・使用等の過程でのCO ₂ 排出が少ない商品・サービスを購入した消費者に対して、事業者とともに脱炭素ポイントの付与を行いました。また、脱炭素ポイントに関するガイドラインを完成させ、制度の普及と促進を図りました。	7 11 12 13 14 15	15,725	●実施事業者数 20者	●実施事業者数 16者	☆☆☆	ポイント付与事業者16社で、目標の20社に満たなかったものの、昨年度より5社増加して脱炭素ポイント付与を実施するとともに、25社・団体による脱炭素ポイント制度推進プラットフォーム会議を運営することができ、概ね想定通りに実施することができました。	ネット上の有効広告を活用した広報プロモーションを実施し、重点店をめぐり、地産地消、脱炭素消費行動、プラごみ削減等の一時的な啓発イベントを実施することができました。	○	◎	○		◎	○
1-9	大阪版(もん)を活用した脱炭素化推進事業	継続	府内で大阪版(もん)の消費拡大を図るとともに、脱炭素社会の実現を図ること。	「Osaka AGreen Action」の一環として、CFP(カーボンフットプリント)ラベル表示商品の普及等を通じて、府民に改めて地産地消を啓発し、脱炭素消費行動を促進するとともに、大阪版(もん)の需要拡大を図るためのイベントを、集客力の高い場所で開催しました。併せて、プラごみ削減等の一時的な啓発に取り組みました。また、Osaka AGreen Actionパートナーズとの連携を図る交流会を開催し、取組の促進を図りました。	12 13 14 15 17	14,784	●大阪市内中心部でのイベント実施回数 2回 ①「大阪版(もん)マルシェ〜Road to EXPO 2025〜」 ②「Welcomingイベント」実施 2回 合計参加人数 80,000人	●大阪市内中心部でのイベント開催 2回 ①「大阪版(もん)マルシェ〜Road to EXPO 2025〜」 ②「Welcomingイベント」実施 2回 合計参加人数 約118,000人	☆☆☆☆	府内で大阪版(もん)の消費拡大と脱炭素社会の実現をめざすため、地産地消、脱炭素消費行動、プラごみ削減等の一時的な啓発イベントを集客力の高い場所で実施することができました。	次年度以降も、府で大阪版(もん)の消費拡大と脱炭素社会の実現をめざすため、地産地消、脱炭素消費行動、プラごみ削減等の一時的な啓発イベントを集客力の高い場所で実施します。	○	◎	◎	○	○	○
1-10	ZEHの普及促進	継続	住宅における省エネ・再生エネルギーの推進のため、ZEH(ネットゼロエネルギーハウス)の普及を図ること。	環境面だけでなく、健康や快適性や防災面の向上などのZEHの多面的メリットを広く啓発するため、住宅現場でのZEHリーフレットの配布やハウスメーカー等の普及を図りました。	7 13 14	-	●ZEHの多面的なメリットを伝えるセミナーやイベントの実施回数 5回 ●ZEHの宿泊体験・お試し体験合計人数 30組	●ZEHの多面的なメリットを伝えるセミナーやイベントの実施回数 4回 ●ZEHの宿泊体験・お試し体験合計人数 34組	☆☆☆	セミナーイベントの実施回数は取組指標よりやや少ないものの、宿泊体験・お試し体験の取組指標を5回より増加しました。	第7次エネルギー基本計画における政府目標の達成に向けて、引き続きZEHの普及と認知度向上に貢献することができました。	○	◎			○	
1-11	断熱性能向上によるZEH普及啓発事業	新規	建築物の環境配慮に関する取組の促進を図るため、府民・事業者へ適切な情報提供を行う。	府民・事業者の住宅省エネ化の検討機会創出及び断熱性能向上、建築士の説明能力向上のための断熱性能可視化シミュレーションツール作成などを行いました。また、新たなターゲット層や分野への啓発ツール作成やイベント開催などに取り組みました。	6 7 9 11 12 13 14 15	8,392	●シミュレーションツール活用のためのアンケート実施及び活用機会の創出実施・開催回数3回	●シミュレーションツール活用のためのアンケート実施及び活用機会の創出実施・開催回数3回 ・計2回開催(アンケート回収105件)	☆☆☆	ツールの活用機会については計2回の開催となりましたが、想定していた人数以上の参加があり、アンケートは予定の件数(100件)以上を回収することができました。	住宅省エネ化の検討機会の創出、理解向上を図るため、シミュレーションツールの展覧・普及に取り組みなど、省エネ住宅等の普及拡大に向けた取組を推進します。	○	○	○			
1-12	脱炭素経営宣言促進事業	継続	事業者における脱炭素経営を促進すること。	脱炭素化を促進するセミナーなどを通じて脱炭素経営宣言登録制度の周知を行うとともに、商会議所や地域の金融機関等の関係機関と連携し、事業者への働きかけを実施しました。 脱炭素経営宣言を行った事業者には「脱炭素経営宣言登録証」を発行し、PR等にて広くPRするとともに、排出量の見える化や補助金案内などの各種支援を行いました。	7 9 12 13	3,453	●脱炭素経営宣言登録事業者数 800者	●脱炭素経営宣言登録事業者数 2,906者 (R6年度末時点累計9,526者)	☆☆☆☆	金融機関等の関係機関と連携し、脱炭素経営宣言登録制度を効果的に周知した結果、新たに約2,900名の事業者が宣言を実施しました。	引き続き、関係機関と連携して事業者の脱炭素経営を促進します。また、脱炭素経営宣言事業者の具体的な対策実施につながる支援を拡充します。	○	◎	◎	◎		
1-13	気候変動対策推進条例に基づく事業者の取組の促進	継続	気候変動対策推進条例にて指定されるエネルギー多量使用事業者(特定事業者)等の省エネの徹底や再生可能エネルギーの利用拡大により温室効果ガスの排出削減を促進すること。また、特定事業者のみならず、サプライチェーン全体での取組等を促し、脱炭素経営の浸透を図ること。	特定事業者(約1,000事業者)に対し、気候変動への対応及び電気の需要の最適化等についての対策計画書及び実績報告書の届出を義務付け、必要な指導・助言を行いました。また、特定事業者だけでなく、より多くの事業者による対策状況を把握するとともに計画的な取組を促すため、任意届出制度及び独自目の評価制度の運用を実施しました。さらに、商工会議所や地域金融機関と連携し、脱炭素経営を支援する様々なメニューを提供し、積極的な届出の活用及び意欲的な排出削減につなげました。	7 9 11 13 14	1,127	●計画推進に係る事業者説明会実施回数 1回	●説明会開催の作成・公開 2種類(制度概要、届出記入方法) ●専門家による省エネアドバイス実施 2件	☆☆☆	大阪府気候変動対策推進条例の改正により、多くの事業者が改正後の廣式で初めて実績報告書を作成するための説明会の開催を計画していましたが、前回の説明会時参加人数に大きな変更があったため、説明会を開催するより説明動画を制作し各事業者がいつでも視聴できる方が効果的だと判断し、説明会開催に替えて説明動画を作成しました。適切な対策計画が作成できよう、指導・助言を行いました。また、特定事業者等に対して、立入調査を行う際に、省エネの専門家を同席させ省エネアドバイスを実施しました。	特定事業者等が制度や届出方法を知る機会を設け、制度の浸透を図るとともに、さらなる事業者による排出削減に向けて削減取組を促していきます。	○	◎	◎	◎		
1-14	クレジットを活用した事業者による脱炭素経営促進事業	継続	府内事業者によるCO ₂ 削減分をクレジット(※)認証するスキームを構築し、万博への寄附につなげることで府内事業者による意欲的な対策を促進するとともに、万博以降も対策を継続することによる脱炭素経営の浸透を図ること。 (※)クレジット：省エネ・再生エネルギー導入等による温室効果ガス削減量・吸収量を国等が認証し、取引可能な形態にしたもの。	2023年度に認証を受けた5つの方法論について、府内に事業所を持つ事業者を対象に本プロジェクト参加者を募り、参加者毎の削減データを適切にモニタリングし、一括してクレジット認証を受け、合計411t-CO ₂ のクレジット額を出行を行いました。	7 9 13	24,845	●方法論モニタリング件数 5件	●方法論モニタリング件数 4件 ●クレジット削減量 411t-CO ₂	☆☆☆	5つの方法論について、府内に事業所を持つ事業者を対象に本プロジェクト参加者を募り、4つの方法論の応募に必要であったものの登録者の削減データを選択してモニタリングし、一括してクレジット認証を受け、合計411t-CO ₂ のクレジット額を創出することができました。	認証を受けた5つの方法論について、府内に事業所を持つ事業者を登録した本プロジェクト参加者を募り、参加者毎の削減データを適切にモニタリングし、一括してクレジット認証を受けました。	○	◎	◎	◎	◎	
1-15	サプライチェーン全体のCO ₂ 排出量見える化モデル事業	継続	サプライチェーン全体でのCO ₂ 排出量を見える化することで、効果的な脱炭素化の取組を促進し、府内の温室効果ガス排出量の削減につなげること。 また、万博と連携した入脱炭素の世界への発信等につなげる。	大阪万博のテーマと関連する健康や衛生などの分野や、府民が手に取りやすいため、水平展開による影響が大きく、環境教育にもつながる文具等の事務用品等の脱炭素化を対的に公募を行い、2事業者10製品においてサプライチェーン全体での排出量見える化や削減のための改善策の提案をモデル品に実施しました。	7 12 13	34,716	●モデル事業者数 2事業者	●モデル事業者数 2事業者	☆☆☆	モデル事業者2社で、10製品においてサプライチェーン全体のCO ₂ 排出量を算定し、削減に向けた改善策を提案することができました。また、本事業で構築した算定モデルを活用し、セミナーやワークショップを開催することで府内中小事業者等への水平展開を図ることができました。	過年度事業で構築した算定モデルやマニュアルを活用し、セミナーワークショップを開催するとともに、ご好評いただき取り組む事業者の伴走支援を行うことで府内中小事業者等への水平展開を図ります。	○	◎	◎	◎	◎	
1-16	中小事業者の対策計画書に基づく省エネ・再生設備の導入支援事業	継続	気候変動対策推進条例に基づく対策計画書届出制度について、2023年度から条例にて届出を義務付けられていない中小事業者向けの促進型届出制度の創設されたことを踏まえて、中小事業者(特定事業者を除く)における自発的な脱炭素化の取組を促すこと。	中小事業者(特定事業者を除く)が府へ届け出た対策計画書に基づいて実施する省エネ設備への更新等に要する費用の一部を補助しました。	7 13 14	19,413	●補助件数 13件 ●設備導入によるCO ₂ 削減効果 130t-CO ₂	●補助件数 11件 ●CO ₂ 排出量削減効果 約137t-CO ₂	☆☆☆	中小事業者の自発的な脱炭素化の取組を後押しするため、省エネ設備更新や再生エ設備導入11件に対して費用の一部を補助しました。補助件数は取組指標をや下回りましたが、事業の効果となるCO ₂ の削減量は取組指標を上回りました。	引き続き、省エネ設備更新や再生エ設備導入の効果的な取組に対する補助を実施します。	○	◎		○		
1-17	中小事業者高効率空調機導入支援事業	新規	高効率空調機の導入を進め、中小事業者の経営の脱炭素化と電気料金の削減による経営力強化を後押しすること。	中小事業者が既存の空調機を高効率空調機へ更新するための設備費及び工事関連費の一部を補助しました。	7 13 14	695,140	●補助件数 200件 ●CO ₂ 排出量削減効果 860t-CO ₂	●補助件数 143件 ●CO ₂ 排出量削減効果 約1,510t-CO ₂	☆☆☆	中小事業者の経営の脱炭素化と電気料金の削減による経営力強化を後押しするため、高効率空調機の更新143件に対して費用の一部を補助しました。補助件数は取組指標を上回りましたが、事業の効果となるCO ₂ の削減量は取組指標を上回りました。	引き続き、高効率空調機への更新など効果的な取組に対する補助を実施します。	○		◎			
1-18	建築物の環境配慮制度の推進	継続	建築主等による建築物の環境配慮に関する取組の促進を図ること。	気候変動対策推進条例に基づき、CO ₂ 削減・省エネ対策等の建築物の環境配慮のための計画書の届出、再生可能エネルギー利用設備の導入・検討、低炭素の建材の表示について実施すること、これらについて必要な指導や助言を行いました。 さらに、特に優れた建築物の環境配慮の取組を行った建築主や設計者を府と大阪府で「おおさか環境にやさしい建築賞」として表彰するほか、受賞者等による講演会や過年度の受賞建築物についての現地見学会を開催しました。	6 7 9 11 12 13 14 15	1,413	●「おおさか環境にやさしい建築賞」の受賞建築物の府民向け現地見学会の開催開催回数 4回程度	●「おおさか環境にやさしい建築賞」の受賞建築物の府民向け現地説明会の開催 ・府民向け1施設1回 ・行政職員向け1施設1回	☆☆☆	現地説明会は該当建築物とスクウェアの両方で2回となりましたが、気候変動対策の推進に関する条例の改正について周知し、内閣に制度の推進をすることができました。 また、表彰制度の魅力アップや普及啓発ができました。	引き続き、建築物の環境配慮制度について表彰制度の魅力アップや制度の周知、普及啓発に取り組めます。	○	○	○	○	○	

No.	施策事業名称	事業継続性	目的	内容	関連するSDGs ゴール	令和6年度 決算額 (千円)	令和6年度の取組			自己点検・評価・課題	改善策・今後の方向性	2030大阪府環境総合計画「施策の基本的な方向性」との関係				
							進捗状況					①中長期的かつ世界的な視野	②環境・社会・経済の統合的向上			
							取組指標	実績	評価				外部性の内部化	環境効率性の向上	環境リスク・移行リスクへの対応	自然資本の強化
1-19	おおさかスマートエネルギーセンターの運営	継続	「再生可能エネルギーの普及拡大」や「エネルギー消費の抑制」などに取り組み、エネルギーの地産地消や府内からの広域的な再生可能エネルギーの調達による新たなエネルギー社会の構築をめざすこと。	大阪のエネルギー関連事業の推進拠点である「おおさかスマートエネルギーセンター」において、府民、事業者等からの問合せ・相談にワンストップで対応するとともに、様々な事業を実施しました。 【主な事業】 ・創エネ・省エネ・蓄エネ対策の相談・アドバイス ・一定の基準を満たす太陽光発電及び蓄電池システム製造者、施工店及び販売店の登録・公表 ・共同購入による太陽光発電及び蓄電池システムの普及拡大 ・住宅用太陽光発電等の導入費用の負担軽減に係る恵利ソーラークレジットの提供 ・再生可能エネルギー由来の電力の活用促進に係る事業者のマッチング ・中小事業者を対象に、省エネ実施までのプロセスの最初から最後までを経営企画も含めてまるごとサポート ・事業者登録制度を活用したEMS(13kV・7.6kV・3.3kV)の普及啓発 ・省エネ・省CO ₂ に関するセミナーの開催、府民・事業者等へ実施するセミナー等への講師派遣の実施 ・ZEH(ネット・ゼロ・エネルギー・ハウス)の普及啓発 ・下水処理場中継などの未利用エネルギーや再生可能エネルギーの導入可能性に向けた普及啓発	7 13 14	3,757	●恵利ソーラークレジット事業や省エネ診断などによる総マッチング件数 200件 ●省エネセミナー 開催回数 20回 合計参加人数 400人	●恵利ソーラークレジット事業や省エネ診断などによる総マッチング件数 160件 ●省エネセミナー 開催回数 9回 合計参加人数 465人 (講師派遣 36回)	☆☆	府内市町村や商工会議所等と連携し、おおさかスマートエネルギーセンターの周知に努めた結果、府民・事業者等からの相談は1176件について対応すると、府内の省エネ推進、創エネの普及拡大に貢献することができました。 マッチング件数は取組目標を下回りましたが、省エネセミナーは主催セミナーの参加人数が取組指標を上回ったほか、セミナー講師派遣により取組目標を上回る周知・啓発を行いました。	2021年3月に策定した「おおさかスマートエネルギープラン」に基づき、再生可能エネルギーの普及拡大や省エネの推進のための様々な施策・事業を、おおさかスマートエネルギーセンターにおいて着実に実施します。	○	◎	○	○	
1-20	万博を契機とした環境・エネルギー先進技術普及事業	継続	脱炭素や海洋プラスチックごみ削減の長期目標の達成に資する環境先進技術の普及を促進すること。	環境・エネルギー先進技術について、2023年度に作成した普及啓発コンテンツを用い、府民イベントや事業者向けセミナー等を通じて広く発信、啓発を行いました。	4 6 7 8 9 11 12 13 14 15 17	3,814	●府民・事業者向けセミナー 2件	●府民向けイベント 1件 ●事業者向けセミナー 1件	☆☆☆	セミナー2回開催の目標について、1回を府民向けイベントでの環境先進技術の周知啓発と変更しました。 また、府民向けイベントでは万博会場等で行われている先進技術について紹介、イベントでは普及啓発コンテンツやパネルを活用し周知することで、事業者や府民の方へわかりやすく環境先進技術の普及啓発が図れたと考えています。	環境・エネルギー先進技術について令和5年度に作成した普及啓発コンテンツを用い、府民向けイベント等を通じて広く発信し、事業者による実用化・事業化につなげます。	◎	○	◎	○	
1-21	カーボンニュートラル技術開発・実証事業	終了	2025年大阪・関西万博でのカーボンニュートラルに資する最先端技術の披露を目指す事業者を支援する補助制度を創設し、万博での披露、そして万博で披露した最先端技術の社会実装に向けて動きつつ、大阪のさらなる成長と次世代グリーンビジネスとして展開・拡大していくこと。	2025年大阪・関西万博でのカーボンニュートラルに資する最先端技術の披露を目指し、試作設計や開発・実証を行う事業者に対し、必要な経費の一部を補助しました。	7 9 11 13 17	728,579	●採択企業毎に1回以上／年のフォロー	●採択企業毎に1回以上／年のフォローを実施	☆☆☆	採択企業へ定期的に訪問し、採択企業のフォローを実施しました。	万博を契機に、本事業の成果を広報・発信することで、引き続き、社会への実装やビジネス化に向けた取組を促進します。	○		○		
1-22	脱炭素型農業の推進	継続	「おおさか農政アクションプラン」では、大阪工口農産物・有機農産物の生産振興や販路拡大、脱炭素農業の啓発により県内での脱炭素社会への貢献に取り組むこととしており、農業者、事業者、消費者が一体となり、農産物の生産から販売、消費に至る各段階で環境への負荷の低減を図ること。	【脱炭素型農業推進事業】 有機農業等の普及を拡大するため、栽培技術体系の確立等を行いました。 【大阪工口農産物総合対策事業】 大阪工口農産物の生産振興や販路拡大、脱炭素農業の啓発により県内での脱炭素社会への貢献に取り組むこととしており、農業者、事業者、消費者が一体となり、農産物の生産から販売、消費に至る各段階で環境への負荷の低減を図ること。	2 3 12 17	21,247	●有機農業栽培マニュアルの作成品目数 1品目	●有機農業栽培マニュアルを作成 2品目(しんげん、こまつな)	☆☆☆☆	・有機農業栽培マニュアルの作成(2品目) ・有機農業栽培マニュアルの作成(2品目)の専門家(アドバイザー)の元、新規就農者を志す若者や農業経験の浅い農業者をターゲットとしたマニュアルを作成しました。本マニュアルを活用し有機農業の栽培知識の見える化を図ります。	・有機農業栽培マニュアル(たねまぎ)の作成(R7年:データ収集、R8年:完成) ・工口農業に役立つ生産技術の開発 ・農業従事者の意識向上を図るとともに、当地域には新規就農者も多いことから、研修体系をマニュアル化することにより、熟練者でなくても安定した栽培を実現します。	○		○	○	○
1-23	気候変動対策推進条例に基づく再生可能エネルギーの供給拡大に関する制度の推進	継続	市内における再生可能エネルギーの供給(販売)を拡大するとともに、消費者による二酸化炭素の排出の少ないエネルギーの選択を促進すること。	府内区域内で電力の小売供給を行う事業者に対して、小売供給を行う電力に係る排出係数(※)の低減及び再生可能エネルギーの供給拡大に関する計画・目標等を記載する対策計画・実績報告書の提出を義務付ける制度を推進しました。 【※】排出係数:1kWあたりの電力供給に排出されるCO ₂ の量を示す数値	7 9 11 13 14	-	●計画書・実績報告書の届出件数 【参考】2023年度実績 計画書の届出件数 38件	●計画書・実績報告書の届出件数 計画書の届出件数 40件 実績報告書の届出件数 34件	☆☆☆	届出の内容について評価結果に基づき評価を行い、評価結果を各事業者へ通知するとともに、積極的な評価の事業者をHPで公表しました。	届出は毎年8月末まで締切期日としていますので、引き続き、事業者への周知等の取り組みを推進していきます。	○	◎	◎	◎	
1-24	太陽光発電及び蓄電池システムの共同購入支援事業	継続	「設置費用の低減」「手続きの簡素化」「施工業者の信頼性の確保」などにより、太陽光パネル及び蓄電池の普及を拡大すること。	府民協定を締結した支援事業者が、府内全域から太陽光パネル及び蓄電池の共同購入希望者を募り、スクールメリットを活かした価格低減と設置までのサポートにより、太陽光パネル及び蓄電池の普及を拡大しました。	7 13 14	-	●太陽光発電及び蓄電池の共同購入の参加登録世帯数 3,000世帯	●参加登録世帯数 2,281世帯	☆☆☆	参加登録者は目標値を下回りましたが、契約件数は前年度より約1.3倍に増加し、本事業によって144世帯が太陽光パネルや蓄電池を購入し、普及促進に貢献することができました。	引き続き、府内市町村や民間事業者と連携し、広く事業の周知、普及・啓発に取り組めます。	○	◎	○	○	
1-25	水素関連ビジネス創出基盤形成事業	継続	多様な企業集積を誇る大阪の強みを活かしつつ、様々な分野での水素需要の拡大による府内企業の活躍フィールドの創出・拡大を図るとともに、府内中小企業による参入促進等を図り、もって府内に水素産業の成長を促すこと。	H2Osakaビジョン(2022)に沿って、大阪の特色を活かした実証事業の実施等の水素技術の実用化に向けた取組を推進しました。また、関係機関等と連携し、万博を契機に水素の社会受容性の向上や関連技術等の事業化などに向けた取組を推進しました。水素需要拡大に関する研究会等を開催しました。	7 9 11 13 17	303	●水素需要拡大に関する研究会等の開催 8回以上/年	●水素需要拡大に関する研究会等の開催 12回 ●燃料電池(FC)実運用の共有 1回	☆☆☆☆	H2Osakaビジョン推進会議等において、国や事業者、海外、万博関係の最新動向の情報を共有し、各主体による利用実証や実装プロジェクトの検討、及び水素の利活用拡大の見識や課題への対応策について協議を行うことにより、今後の取組の推進に大きく寄与しました。	H2Osakaビジョン推進会議を継続的に運営し、新たな水素アプリケーションの創出や既存の水素関連機器・モビリティの導入促進を図ります。	○	○	○	○	
1-26	エネルギー産業創出促進事業	終了	エネルギー関連分野の先進的な製品やサービス等の事業化を加速し、大阪版の新たな事業創出を促進すること。	【府内企業に対する開発支援補助】 府内企業が取り組む、蓄電池、水素・燃料電池、再生可能エネルギー等の材料・部材や製品の開発・実証実験等に要する経費の一部補助する事業を行います。 【事業化調査検討支援補助】 次世代エネルギーの創出拠点やカーボンニュートラル技術のサプライチェーン拠点等の整備に向けた事業化調査・検討等に要する経費の一部補助する事業を行いました。 【府内で実施する実証実験補助】 AI、IoTやロボット等のデジタル技術関連ビジネスに関する実証実験を府内で実施する場合において、運搬費、仮設費、保険料等の経費の一部補助する事業を行いました。	7 9 11 13 17	13,892	●採択企業フォロー回数 2回以上(企業毎) ●事業化調査等支援2件	●採択企業フォロー回数 2回以上(企業毎) ●事業化調査等支援0件	☆☆	採択企業へのフォロー数は企業毎に2回以上行い、目標に設定した数を上回りました。一方、事業化調査に関しては、支援件数(応募件数)が0件の結果となりました。採択企業へのフォローは、訪問や電話でのアプローチの形で実施し、企業間からの進捗・課題の報告や意見交換等を行いました。	当該事業を通じ、蓄電池、水素・燃料電池等に関する技術及び製品	○		○	○	○
1-27	カーボンニュートラル技術実装推進事業	新規	カーボンニュートラルに資する先端技術(以下CN先端技術)について、社会実装に向けた企業ニーズ等把握や技術コーディネーター等による大阪でのビジネス化促進の支援を行い、大阪でのCN先端技術の実装を推進すること。	水素・燃料電池や蓄電池等のCN先端技術を有する府内外の大手・中堅企業、大阪での技術実装・ビジネス展開に意欲を有する中小スタートアップ企業に対し、府職員や専門家と連携して、技術実装や新たなビジネス展開に関するニーズやシーズを把握しました。大阪の産業振興や経済成長につながるよう、ニーズに応じて、国や地方公共団体、大学等研究機関や金融機関などの支援機関とも連携し、技術コーディネーターや企業等の交流促進の取組を実施しました。	7 9 11 13 17	6,226	●府内外の企業訪問 100件/年	●府内外の企業訪問 143件/年	☆☆☆	オンラインを活用したセミナーを開催し、先進的な取組事例についての講演を実施しました。 また、カーボンニュートラル分野で意欲ある企業等を対象としたセミナーを実施しました。 企業間のマッチングを図る「セミオープンイノベーション」を開催しました。 プラットフォームを通して、ビジネス機会等の創出の場の充実を図ることができました。	企業のカーボンニュートラル分野への参入を一層促進するため、オンラインでも活用したセミナー開催や新技術紹介を実施するとともに、オープンイノベーション等により、技術ニーズとシーズのマッチングを促進し、企業間のマッチングを図ります。 さらに、技術シーズを紹介する広報ツールを活用し、効果的なマッチングを図ります。 また、企業訪問等を通じ、企業フォローを実施します。	○		○	○	
1-28	気候変動対策推進条例に基づく電動車の普及促進	継続	自動車販売事業者(ディーラー)等における電動車普及に係る取組を促進すること。	府内における新車販売台数3,000台以上の自動車販売事業者を対象として、計画書・実績報告書の届出を義務付けることにより、電動車普及に係る取組等の実施を促進しました。	3 7 9 11 13 17	-	●計画書・実績報告書の届出件数 【参考】2022年度実績 計画書の届出件数 17件	●計画書・実績報告書の届出件数 実績報告書11件、対策計画書12件	☆☆☆	自動車販売事業者に対して計画書・実績報告書の届出について、12件から届出を受理し、その結果、自動車販売事業者における電動車販売割合を把握することができました。	引き続き計画書・実績報告書の届出により、自動車販売事業者の電動車販売割合を把握し、優れた取組を行った事業者を表彰することで、計画的かつ具体的な電動車普及の取組を促します。	◎	◎	○	○	
1-29	官民協働の率先導入・普及啓発による電動車の普及促進	継続	電動車の普及を促進し、温室効果ガス及び自動車排出ガスの排出を削減すること。	「おおさか電動車普及戦略」の目標達成に向け、「おおさか電動車協働普及サポートネット」において、民間企業、関係団体、国や市町村等と協働し、率先導入や啓発活動等の取組を実施することにより、電動車の普及を促進しました。 また、行政利用車においても、「ゼロエミッション車導入計画」に基づき、電動車の率先導入に努めました。	3 7 9 11 13 17	-	●電動車展示会・試乗会開催回数 5回 ●メールマガジン発行回数 12回	●電動車展示会・試乗会開催回数 7回 ●メールマガジン発行回数 19回	☆☆☆☆	「おおさか電動車協働普及サポートネット」を通じて、官民協働で展示・イベントにおける官民協働の取組等により、電動車の普及促進に努めます。 電動車の電動化についてはカーボンニュートラル推進本部の公用車電動化ワーキンググループで対応策を検討します。	2030年度目標の達成に向けて、おおさか電動車協働普及サポートネットにおける官民協働の取組等により、電動車の普及促進に努めます。 電動車の電動化についてはカーボンニュートラル推進本部の公用車電動化ワーキンググループで対応策を検討します。	◎	◎	○	○	
1-30	乗車体験等を通じたゼロエミッション車普及促進事業	終了	ゼロエミッション車(ZEV)の現状や最新情報を認識してもらい、ZEVの購入・利用を促進すること。	カーシェアを通じ乗車によるZEVの乗車体験機会を府民に提供しました。また、自動車販売事業者(ディーラー)と連携して非常時にも役立つ充電機能等の体験キャンペーンを実施しました。	3 7 9 11 13 17	5,433	●カーシェア事業における乗車体験人数300名 ●キャンペーン参加店舗数 100店舗	●カーシェア事業における乗車体験人数300名 ●キャンペーン参加店舗数 131店舗	☆☆☆☆	カーシェア事業について、想定通り300名に乗車体験を提供しました。ディーラーと連携した体験キャンペーンについては、取組指標を上回る131店舗にて実施しました。	本事業は2024年度までであるためカーシェアやディーラーと連携した体験キャンペーンは実施しませんが、引き続きゼロエミッション車の乗車や充電の体験ができる機会を提供します。	◎	◎	○	○	
1-31	万博を契機としたバス事業者の脱炭素化促進事業	終了	万博を契機に、公共交通機関であるバスのゼロエミッション化に集中間に取り組み、府内の脱炭素化を強力に推進すること。	万博会場へのクワーンな移動手段の確保のため、駅シャトル(バス)へのEV/FCバス導入について大阪府市が必要な経費の一部を補助しました。	3 7 9 11 13 17	589,766	●補助台数 52台	●補助台数 33台	☆☆☆	バス事業者の導入時期の見直し等により、2024年度の導入台数は当初の想定より減少しました。 2022年度から2024年度までの3年間で約100台の導入目標に対し、2024年度末までに90台の補助を行うことができました。万博開催時に必要な台数に向けて着実な補助を実施しました。 <導入実績> 2022年度:18台、2023年度:39台、2024年度33台	本事業は2024年度までであるため、バス事業者への購入補助は実施しませんが、導入した電気バスや燃料電池バスが府内を走行することによるCO ₂ 削減効果を広く発信することなどにより、引き続きバスでのゼロエミッション化を促進します。	◎	◎	○	○	
1-32	電気自動車用充電設備の整備促進	継続	誰もが安心して電気自動車(EV)を利用できる環境を整えるため、充電設備の設置に関して様々な課題のある集合住宅等への設置促進を支援すること。	「おおさか電動車協働普及サポートネット」構成員等と協働して、国の補助制度や、集合住宅での充電設備の設置に係る課題解決を支援するセミナー等を実施しました。	3 7 9 11 13 17	-	●セミナー等の実施回数 1回	●セミナー等の実施回数 2回	☆☆☆☆	府内で分譲マンションの戸数が最も多い大阪市と連携し、取組指標を上回る2回セミナーを実施しました。	誰もが安心して電気自動車(EV)を利用できる環境を整えるため、充電設備の設置に関して様々な課題のある集合住宅等への設置促進を支援します。	◎	◎			
1-33	おおさか気候変動適応・普及強化事業	継続	府民・事業者の仲介役を担う府内市町村や関係団体等への情報提供等を通じて、府民の気候変動適応に関する行動の定着を図ること。	おおさか気候変動適応センター(※)に集積した科学的知見や連携体制を最大限に活用し、セミナー等を開催しました。 また、防災分野に関する府内での気候変動の影響や適応について、有識者の見解を受けながら最新の知見の収集・整理を行いました。 子どもや高齢者等、障害者や外国人など、様々な背景を持つ人々に対して、府民の気候変動適応に関する行動の定着を図ること。 (※)府では、2020年4月、気候変動適応法に基づき、(地産)大阪府立環境農林水産総合研究所を指定	13	2,459	●座学研修 開催回数 1回 ●啓発セミナー 開催回数 3回 ●見学会 開催回数 2回	●座学研修 開催回数 1回 ●啓発セミナー 開催回数 3回 ●見学会・体験会 開催回数 2回	☆☆☆	高齢者、子どもに親近感を得る方を対象とし、それぞれの環境に応じた暑さ対策や防災意識の向上に努めるセミナーを開催しました。また、高齢化等の災害について理解を深めるため、府民を対象とした防災セミナーやワークショップでは、地域における気候変動の影響と適応策について、2市による事例紹介を行うとともに、市町村ごとの課題共有や解決策を検討いただくことができました。	引き続き、気候変動適応の普及強化に取り組めます。					◎
1-34	暑さ対策の推進	継続	暑さから身を守る「涼む」「気づく」「備える」の3つの習慣を府民に普及し、暑さによる人への影響を軽減すること。	おおさかクールアスシズプロジェクトとして、経路の外に出先で暑さをはらう涼しい空間(クールアスシズ)について、民間事業者(薬局等)と連携して普及し、府民の利用促進を図りました。 また、暑さによる危険を把握し、必要な行動を取ることができるよう、環境省が提供する「暑さ指数情報メール」の登録や熱中症警戒アラートの周知を行いました。 さらに、企業協賛による暑さ対策の取組促進に資する啓発資料(経口補水液、紙扇子など)や啓発資料を活用し各種環境イベント等で府民に周知しました。	12 9 11 13 17	189	●おおさかクールアスシズプロジェクト参加業種 4業種(薬局、携帯ショップ、雑貨店、カーディーラー)	●おおさかクールアスシズプロジェクト参加業種 5業種以上(コンビニ、薬局、スーパーマーケット、社会福祉関係、他サービス業)	☆☆☆☆	例年に比べ記録的な暑さが続き、複数メディアに取り上げられたことにより、注意を喚起する必要性が高まり、暑さ対策の取組促進を図りました。	引き続き暑さ対策の推進に取り組めます。	○				◎

No.	施策事業名称	事業継続性	目的	内容	関連するSDGsゴール	令和6年度 決算額 (千円)	令和6年度の取組			自己点検・評価・課題	改善策・今後の方向性	2030大阪府環境総合計画「施策の基本的な方向性」との関係							
							進捗状況					取組指標	実績	評価	①中長期的かつ世界的な視野	②環境・社会・経済の統合的向上			
							外部性の内部化	環境効率性の向上	環境リスク・移行リスクへの対応							自然資本の強化			
Ⅱ 資源循環型社会の構築																			
2-1	循環型社会推進計画の推進	継続	2020年度に策定した「大阪府循環型社会推進計画(以下、循環計画という)」に定める3R(リデュース、リユース及びリサイクル)やプラスチックごみ対策等に係る目標を達成すること。(目標年度:2025年度)	府が関与する施策の柱を「リデュース・リユースの推進」、「リサイクルの推進」、「プラスチックごみ対策の推進」、「適正処理の推進」の4つとし、目標の達成に向け、府民、事業者、市町村と連携して以下の関係施策を進めました。 (1)リデュース・リユースの推進 ごみを出さないライフスタイル・ビジネススタイルの促進、食品ロスの発生抑制、シェアリングやリユースの促進、事業者による産業廃棄物の排出抑制の促進など (2)リサイクルの推進 資源循環型社会の分別収集の促進、質の高いリサイクルの促進、建設適合廃棄物の発生抑制及び再資源化の促進など (3)プラスチックごみ対策 フタ・キャップ・ラベル等の発生抑制の推進、プラスチックごみの分別収集の促進、質の高いリサイクルの推進、プラスチック代替素材(バイオプラスチック、紙等)の活用促進など (4)適正処理の推進 一般廃棄物の適正処理の推進、排出指導者への指導等による産業廃棄物適正処理の徹底、産業廃棄物処理業者の育成・指導、災害発生時における廃棄物処理の備えなど	3 4 6 8 9 11 12 13 14 17	393	●以下の目標の実現に向けた取組を実施する。 ・排出量の削減(目標年度:2025年度) ・(一般廃棄物) ・排出量 276万トン ・1人1日当たりの生活系ごみ排出量 400g/人・日 ・再生利用率 17.7% ・最終処分量 31万トン ・容器包装プラスチック排出量 21万トン ・容器包装プラスチック再生利用率 50% (産業廃棄物) ・排出量 1,368万トン ・再生利用率 33.2% ・最終処分量 33万トン (一般廃棄物及び産業廃棄物) ・プラスチック廃却量 36万トン ・プラスチック有効利用率 94% ※産業廃棄物は、毎年5年に1回の調査	●実績は以下のとおり (一)一般廃棄物) 2023年度実績 ・排出量 282万トン ・1人1日当たりの生活系ごみ排出量 412g/人・日 ・再生利用率 12.6% ・最終処分量 32万トン ・容器包装プラスチック排出量 22万トン ・容器包装プラスチック再生利用率 29% (産業廃棄物) 2019年度実績 ・排出量 1,357万トン ・再生利用率 32.4% ・最終処分量 40万トン ※産業廃棄物は、毎年5年に1回の調査 (一般廃棄物及び産業廃棄物) 2019年度実績 ・プラスチック廃却量 48万トン ・プラスチック有効利用率 88% ※産業廃棄物は、毎年5年に1回の調査	☆☆☆	「おおさか3Rキャンペーン」の実施やリサイクル認定製品の運用等により、一般廃棄物の削減量を促進しました。排出量や最終処分量等は概算で減少傾向でした。 排出事業者や処理業者への立入検査による指導や講習会での周知・啓発等を通じて、3R及び適正処理を推進しました。 プラスチックごみについては、「使い捨てプラスチックごみ対策(Na-43計画)」の実現により、府民に対してプラスチックごみの削減に関する啓発を行いました。	今後、循環計画に掲げた施策を推進し、施策の実施状況を把握して公表することで、目標の達成に努めます。	◎		○		○			
2-2	再生品普及促進事業	継続	資源の効率的な利用の促進と循環型社会の形成に寄与する事業を営む事業者を育成すること。	府内で発生した循環資源(廃棄物等)を利用して日本国内の工場で製造したもので国内で発生した循環資源を利用して府内の工場で製造した品目ととの認定基準に適合するものを大阪府認定リサイクル製品として認定しました。 繰り返しリサイクルされる製品にも着目して認定することで、「より質の高いリサイクル」を推進しました。	4 8 9 12	391	●認定回数 年1回(3月) 【参考】 2023年度未認定製品数 345製品(予定) (うち、ななこ良品ネクトは150製品)	●イベント開催回数 8回 【認定回数 年1回(3月) 【参考】2024年度未認定製品数 361製品 (内、ななこ良品ネクトは156製品)	☆☆☆	110製品(内、43製品はネクト)を認定するとともに、府民へ認定制度・認定製品のPRを行うことで、リサイクル認定製品の利用を促進しました。	認定製品の認知度の向上等のため、さらに普及・PRの取組を推進します。	○		○	◎	◎			
2-3	容器包装リサイクルの推進	継続	「容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律(容器包装リサイクル法)」に基づき、府内における容器包装廃棄物の発生抑制や再商品化を促進すること。	第10期大阪府分別収集促進計画(2023～2027年度)に基づき、市町村の分別収集の実施状況や廃棄施設の整備状況を把握しました。また、容器包装廃棄物の3Rを推進するため、発生抑制や分別収集の促進に関する情報を府民や市町村へ提供するとともに、効果的な手法等は市町村間で情報共有を図りました。	8 11 12 13	47	●府内市町村の分別収集の実施状況公表時期4月 【参考】 2022年度分別収集量(速報値):16万6千トン	●府内市町村の分別収集の実施状況を把握し、ホームページ上で速やかに公表 【参考】2023年度分別収集量:15万9千トン	☆☆☆	市町村の分別収集の実施状況の把握・公表等により、計画の推進を図りました。	引き続き、市町村の分別収集の実施状況の把握・公表等に取り組みます。	○	○	◎	◎				
2-4	産業廃棄物の多量排出事業者による取組の促進	継続	事業者の自主的な産業廃棄物の減量化への取組等を促進すること。	事業活動に伴い多量の産業廃棄物を生ずる事業場を設置している事業者(多量排出事業者)は、産業廃棄物の減量・処理計画及びその実施状況について知事に報告することとなっています。 事業者から提出された報告の実態をホームページ上に公表することにより、事業者の自主的な産業廃棄物の減量化への取組等を促進し、必要に応じた適切な助言を行いました。	3 6 9 11 12 14	-	●処理計画及び実施状況の公表 【参考】2023年度公表状況 産業廃棄物処理計画 205件 産業廃棄物処理計画実施状況報告 200件 特別管理産業廃棄物処理計画 92件 特別管理産業廃棄物処理計画実施状況報告 94件	●処理計画及び実施状況の公表 【参考】2023年度公表状況 産業廃棄物処理計画 186件 産業廃棄物処理計画実施状況報告 191件 特別管理産業廃棄物処理計画 83件 特別管理産業廃棄物処理計画実施状況報告 91件	☆☆☆	事業者から提出された報告の内容をホームページにより速やかに公表し、事業者の自主的な産業廃棄物の減量化への取組等を促進しました。	引き続き、処理計画及び実施状況報告の速やかな公表に努めます。		◎						
2-5	食品ロス削減対策の推進	継続	2020年度に策定した「大阪府食品ロス削減推進計画」に基づき、事業者、消費者、行政が一丸となって、府内の食品ロス削減に向けた取組を促進すること。	流通の各段階の事業者及び消費者を構成員とするネットワーク懇話会等を設置し、意見交換や取組状況の進捗管理を行うとともに、計画の中間見直しに向け、食品ロス発生量の解析調査及び府民の意識調査を実施しました。 地域活動や学校への出席講座など多様な分野で活躍するボランティアがもつたいないや活動院)を推進しました。また、市町村や事業者と連携して地域全体として取り組む取組の推進し、各段階が主体となり取り組むモデル事例を創出しました。 イベント会場において食べ残しによる環境影響の軽減、食べ残しや使い切り等の会場内啓発など、食品ロス削減に向けた行動変容の啓発を実施しました。 「おおさか食品ロス削減パートナーシップ制度」の推進やパートナーシップ事業者交流会の開催、パートナーシップ事業者と連携したイベント会場での啓発・フードドライブの実施など、積極的に食品ロス削減に取り組む事業者との連携を推進しました。	2 4 8 9 12 13 17	6,613	●食品ロス削減ネットワーク懇話会開催回数 4回 【参考】2023年度開催回数 4回 ●ミニミー等開催回数 5回 ●おおさか食品ロス削減パートナーシップ制度 新規参加事業者数 7事業者	●食品ロス削減ネットワーク懇話会開催回数 2回 【参考】2023年度開催回数 4回 ●ミニミー等開催回数 4回 ●おおさか食品ロス削減パートナーシップ制度 新規参加事業者数 9事業者	☆☆☆	2020年度に作成した「大阪府食品ロス削減推進計画」に基づき、セミナーや懇話会等の開催を通じて、流通の各段階及び消費者で取組を行い、流通全体での食品ロス削減に取り組まれました。懇話会・セミナー等の開催回数は目標に達したものの、おおさか食品ロス削減パートナーシップ制度の新規参加事業者数は、取組目標値より不足し、府内の食品ロス削減に向けた取組を促進することができませんでした。 なお、食品ロス発生量の解析調査及び府民の意識調査を行った結果、事業系食品ロスは一定削減が進んでいるものの、家庭系食品ロスの発生量はほぼ横ばいで推移しており、本計画の目標達成に向けて、食品ロス削減の取組を、より一層、促進していく必要があります。	事業者、消費者等の多様な主体が連携した取組を加速させ、より一層の食品ロス削減をすすめていきます。 また、2030年度の目標達成に向け、取組を加速させるための内容を、令和7年度末に改定予定の計画に盛り込んでいきます。	○	○	◎	◎				
2-6	サステナブルファッションの推進	新規	可燃ごみとして廃棄される衣類のリユース、リサイクルへの転換を図ること。	不要になった衣料品を回収しリユース・リサイクルを行う循環の構築をめざし、賛同企業・市町村と共同で取り組みました。環境省のモデル実証事業に参画するなど、取組を推進しました。	12 13 14 15 17	-	●環境省モデル実証事業に採択され、10月～12月に衣類回収を実施 ・回収拠点:堺市庁舎内府内65箇所 ・回収実績:約5000kg	●環境省モデル実証事業に採択され、10月～12月に衣類回収を実施 ・回収拠点:堺市庁舎内府内65箇所 ・回収実績:約5000kg	☆☆☆	・大阪府「サステナブルファッション・プラットフォーム」の立ち上げ及び不要になった衣類の効率的なリユース・リサイクルシステムの構築に向け、関係企業との調整等を行いました。	・引き続き、大阪府「サステナブルファッション・プラットフォーム」の立ち上げ及び不要になった衣類の効率的なリユース・リサイクルシステムの構築に向け、関係企業との調整等を行います。	○	○	○	○				
2-7	おおさかプラスチックごみゼロ宣言推進事業	継続	プラスチックごみ問題に対する府民や事業者の環境意識の向上を図り、使い捨てプラスチックごみの削減などにつながるあらゆる主体の積極的取組を促進すること。	【おおさかプラスチック対策推進プラットフォームの運営】 海洋プラスチックごみ問題の解決に向け、有識者、事業者団体、NPO、市町村など幅広い関係者によるプラットフォームとその分科会において、テーマごとに具体的な取組の検討、実証事業の実施、効果検証等を行うとともに、効果的な取組を広く共有・発信しました。 【マイボトルの普及拡大・啓発】 府、事業者、NPO、市町村等が連携する「おおさかマイボトルパートナーズ」の会議を開催し、マイボトルの利用啓発、マイボトルスポットの普及、効果的な情報発信について意見交換を行いました。 また、各主体が連携した取組を行う等、マイボトル利用をはじめとするプラスチックごみ削減の機運を醸成しました。	8 9 11 12 13 14 17	2,685	●おおさかプラスチック対策推進プラットフォーム実施回数 全体集合 2回 分科会 4回(2分科会×2回) ●おおさかマイボトルパートナーズ会議実施回数 2回	●おおさかプラスチック対策推進プラットフォーム実施回数 全体集合 2回 分科会 2回(2分科会×1回) ●おおさかマイボトルパートナーズ会議実施回数 2回	☆☆☆	おおさかプラスチック対策推進プラットフォームの分科会、おおさかマイボトルパートナーズ会議の開催回数は取組目標を下回る結果となりましたが、テーマごとのプラスチック削減への取組が徐々に進捗をみせ、事業者等の取組が促進され、取組目標値に近づいてきました。 また、マイボトルの普及により使い捨てプラスチック容器の使用削減、マイボトルスポットの普及及び情報発信を行いました。また、イベント等を通じて、プラスチックごみ削減・マイボトル利用促進についての府民啓発を実施しました。	引き続き、プラットフォームに参加する事業者等をさらに増やすことや、海洋プラスチックごみ問題の解決に関する具体的な取組の検討や効果検証を進めるとともに、効果的な取組を広く共有・発信し、事業者等の取組が促進され、取組目標値に近づいていきます。	◎	◎	◎	◎				
2-8	使い捨てプラスチックごみ対策推進事業	一部新規	循環計画のプラスチックごみ対策の推進等に関する目標を達成するため、府民の行動変容を促進し、使い捨てプラスチックの使用を削減すること。	マイ容器等の利用可能な店舗を検索できる「Osakaほかでんマップ(2021年10月開設)」の掲載店舗の拡大を図るとともに、府民への情報発信の強化を図り、引き続き活用しました。 また、ほかでんマップ(2021年10月開設)として、府民が日常生活で実践している、3Rの工夫や取組を募集し、優良な事例を広く周知するなど、府民への情報発信の強化を図り、府民の意識醸成や行動変容を促進しました。 府、事業者、NPO、市町村等が連携する「おおさかマイボトルパートナーズ」の会議を開催し、マイボトルの利用啓発、マイボトルスポットの普及、効果的な情報発信について意見交換を行いました。 また、各主体が連携した取組を行う等、マイボトル利用をはじめとするプラスチックごみ削減の機運を醸成しました。	12 13 14 17	5,333	●Osakaほかでんマップ掲載店舗数 900店舗 ●3R実践事例(ほかでんstyleフレックシブ)の応募件数:50件 ●リユースカップ等の利用可能店舗数:10店舗	●Osakaほかでんマップ掲載店舗数 817店舗(年度末時点) ●3R実践事例(ほかでんstyleフレックシブ)の応募件数:一般の部124件・学校の部17件 ●リユースカップ等の利用可能店舗数:2店舗	☆☆☆	ほかでんマップについては掲載店舗数が昨年度から増加しており、達成に近い数値でした。3R実践事例の応募件数は当初目標の2倍以上でした。 リユースカップ実証事業の店舗数は2件でしたが、キッチンカー6台へも展開したほか、店舗・消費者の利便性を高める事業手法の工夫により執行費を抑えるなど事業全体として効果的に実施しました。これらの事業を通じ、府民や事業者の行動変容を促進することができました。	引き続き、使い捨てプラスチックごみの削減に関する取組を実施し、府民の行動変容を促します。	○	○	◎	◎				
2-9	PCB廃棄物等適正処理の推進	継続	PCB(ポリ塩化ビフェニル)廃棄物及び使用製品について、処分期限である2026年度末までの処理の推進を図ること。	PCB廃棄物及び使用製品の処理について、市町村等と連携し広報紙や講習会等を活用して広く周知を行うとともに、保管事業者等に対し、廃棄かつ早期に処理を行うよう、報告徴収や立入検査等により指導を行いました。 府所有(集約保管分)の小型コンデンサ等PCB 廃棄物については、環境省から処理方針が示されなかったことから、適正保管を継続しました。	3 6 11 12 14	51	●PCB保有事業者への講習会等による周知回数 10回 ●府所有(集約保管分)のPCB廃棄物の処理量 0.1トン	●PCB保有事業者への講習会等による周知回数 10回	☆☆☆	広報紙や講習会等を活用して、PCB廃棄物の期間内処理について広く周知しました。	引き続きPCB廃棄物等の処理について、周知と指導を行います。 府所有(集約保管分)の小型コンデンサ等について、環境省から処理方針が示された場合は速やかに処理を行います。		◎			○			
2-10	産業廃棄物の適正処理の徹底	継続	産業廃棄物の排出事業者や処理業者への指導を徹底し、不適正処理の未然防止、早期発見を図ること。	排出事業者や処理業者に対しては、産業廃棄物管理票(マニフェスト)の交付や適正処理に関する指導の徹底を図りました。 また、建設廃棄物の再資源化や適正処理を推進するため、説明会の開催や立入検査の実施に加え、不適正処理防止推進強化月間(6月・11月)には集中パトロール等の取組を実施しました。 さらに、産業廃棄物の貯蔵場や野外焼却場の不適正処理の未然防止、早期発見に向けた随時のパトロールによる監視・指導など、警察等と連携しながら法令遵守の徹底を図るとともに、土地所有者等への土地の適正管理等の啓発・指導により不適正処理の未然防止を図りました。 有害使用済機器(廃棄物を除く、使用済の電気電子機器)については、回収や保管・処分等の基準遵守を指導しました。	3 4 6 9 11 12 14	23,965	●排出事業者への説明会開催回数 3回 【参考】2024年度実績 ・不適正処理件数 375件	●排出事業者への説明会の開催 3回 【参考】2024年度実績 ・不適正処理件数 365件	☆☆☆	不適正処理は依然として多発していますが、警察との連携や元請業者への指導の強化を図ることにより、不適正処理件数は増加することなく横ばい傾向にあります。	引き続き不適正処理事業の未然防止及び迅速な解決に努め、産業・廃棄物の適正処理の着実な推進を図ります。		◎						
2-11	廃棄物最終処分場の適正管理等	継続	廃棄物最終処分場の適正管理及び確保を図ることにより、廃棄物の適正処理を進め、生活環境の保全及び公衆衛生の向上に資すること。	大阪湾圏広域処理場整備事業(フェニックス事業)について、関係地方公共団体と協力し、事業促進を図りました。 また、産業廃棄物最終処分場である堺第7-3区について、周辺環境等に影響を及ぼさないよう、法令に則した適切な維持管理等を行います。	3 11 12 14	141,197	●大阪湾圏広域処理場整備事業の促進会議等開催回数 40回 ●堺第7-3区の適切な維持管理 ・環境調査 ・実施回数 12回 ・検体数1,890検体 ・老朽化対策 ・排水電気防食工事 90箇所 ・排水路改修工事 230m	●大阪湾圏広域処理場整備事業の促進会議等開催回数 40回 ●堺第7-3区の適切な維持管理 ・環境調査 ・実施回数 12回 ・検体数1,897検体 ・老朽化対策 ・排水電気防食工事 100箇所 ・排水路改修工事 134m	☆☆☆	・フェニックス事業について、フェニックスセンター及び関係地方公共団体と連携し、事業を促進しました。 ・堺第7-3区について、周辺環境等に影響を及ぼさないよう、法令に則した適切な維持管理等を行うこととされました。 ・調整池について、pH低減対策工事の詳細設計を実施しました。	引き続き、フェニックスセンター及び関係地方公共団体と連携し、次期計画の具体化に向けた取組をはじめフェニックス事業を促進します。 堺第7-3区についても、周辺環境等に影響を及ぼさないよう、法令に則した適切な維持管理等を行うこととされました。				○				

No.	施策事業名称	事業継続性	目的	内容	関連するSDGsゴール	令和6年度決算額(千円)	令和6年度の取組			自己点検・評価・課題	改善策・今後の方向性	2030大阪府環境総合計画「施策の基本的な方向性」との関係				
							取組指標	実績	評価			①中長期的かつ世界的な視野	②環境・社会・経済の統合的向上			
													外部性の内部化	環境効率性の向上	環境リスク・移行リスクへの対応	自然資本の強化
Ⅲ 全てのいのちが共生する社会の構築																
3-1	生物多様性地域戦略に基づく生物多様性普及啓発の推進	継続	自然の恵みに関する意識の向上や自然環境に配慮した行動の促進を図るため、普及啓発を進めること。	消費者視点での生物多様性と暮らしに関わる情報発信ツール「生物多様性くらしナビ まいのちOSAKA」の提供や、実際の保全活動を通して普及啓発により、生物多様性の「日常化」「身近化」を進めました。また、教育現場や企業等における生物多様性研修プログラムの普及を推進し、特に次世代を担う若い世代の自然の恵み(生態系サービス)に関する意識醸成を図りました。	6 11 13 14 15 17	6, 105	●おおよか生物多様性施設連絡会開催回数 1回 ●多奈川にオリーブでの保全活動への参加人数 約300人	●おおよか生物多様性施設連絡会 開催なし ●大阪生物多様性保全ネットワーク会議開催回数 1回 ●多奈川にオリーブでの保全活動への参加人数:計287人	☆☆☆	2024年度はおおよか生物多様性施設連絡会の開催はなかったものの、大阪生物多様性保全ネットワーク会議を開催し、生物多様性普及啓発についての連携を行いました。また、多奈川にオリーブでの保全活動について、自然観察会のリーダーを定置しており、府民の方に生物多様性保全の大切さを知ってもらうことができました。	引き続き、多様な主体との連携を進め、府内の生物多様性保全に取り組んでいきます。	○			◎	
3-2	多様な主体と連携した森・里・川・海における取組	継続	多様な主体の生物多様性保全に向けた取組を促進すること。	生物多様性保全に積極的に取り組む企業・団体の取組をPRする「おおよか生物多様性応援宣言」登録制度により、企業や団体の生物多様性保全への取組を促進しました。	6 11 13 14 15 17	-	●「おおよか生物多様性応援宣言」制度 宣言企業・団体数 100社・団体	●「おおよか生物多様性応援宣言」制度 宣言企業・団体数:111社・団体(2025年3月31日現在)	☆☆☆	登録団体数について、100社を超える企業団体に登録を頂けた。また、応募企業に対するメールマガジンや保全活動イベントを通して生物多様性保全の取組の大切さを知ってもらうことができました。	より多くの企業・団体に取組を進めてもらえるよう、引き続き、応援宣言制度を通じたPRに努めます。	○				◎
3-3	外来生物に対する取組	継続	府内で確認されている特定外来生物等について、府民等の理解を促進し、被害拡大防止のため、効果的な防除を進めること。	府内で確認されている特定外来生物等の生態系等への影響、見つけた場合の対処方法などを取りまとめた「大阪府特定外来生物アラートリスト」を活用し、府民等の理解を促進しました。	6 11 13 14 15 17	-	●特定外来生物の防除研修会の開催回数 1回	●第1回 緑化技術研修会「現場で役立つ対策技術を紹介します！特定外来生物クビアカツヤカミキリ対策講座」を開催(6月5日) 参加者:現地85名・WEB145名の計230名 ●「ザクザクを守ろう クビアカツヤカミキリ対策フォーラム」を開催(7月17日) 参加者:一般来場者100名、関係者30名の計130名	☆☆☆	ハイブリッド開催にしたことで、より多くの方にクビアカツヤカミキリ被害の危機感を理解していただけた。また、府民向けのフォーラムを開催することにより、幅広くクビアカツヤカミキリについて啓発することができました。	今後、被害の拡大が懸念されることから、様々な広報手段を駆使し、引き続き、より多くの府民への理解を深めていきます。	○			◎	
3-4	共生の森づくり活動の推進	継続	第7～3区産業廃棄物最終処分場において、自然再生のシンボルとなる共生の森を整備し、多様な主体の協働による森づくり活動を支援すること。	第7～3区産業廃棄物最終処分場の一部「共生の森(約100ha)」において、野鳥や小動物の生息する草地や水辺等に森林が介在する大規模な「みどりの憩い」を創出するために、府民、NPO、企業等多様な主体との連携による植栽、草刈、間伐等の森づくり活動と、自然観察等の自然環境学習を実施しました。	6 11 13 14 15 17	4, 178	●府主催の森づくり活動 実施回数 8回 参加人数 約500人	●共生の森づくり活動 実施回数 8回 参加人数 668人 ●広葉や野良による植栽面積 約0.09ha	☆☆☆	参加人数、創出した自然環境の面積とも、概ね想定どおりであり、多様な主体との協働による森づくりを促進できました。	より多くの府民、NPO、企業等が本事業を通じ、豊かな自然環境の形成に携わることができるよう、森づくり活動や共生の森でのモニタリング及び自然環境学習などの実施について、引き続き支援に努めます。	○				◎
3-5	天然記念物イタセンバラの保護増殖及びこれを活用した普及啓発事業	継続	淀川に生息する天然記念物で国内希少野生動物植物種の淡水魚イタセンバラの野生増殖の試みと、それらを用いた普及啓発を推進し、生物多様性保全の重要性についての府民等の理解を促進すること。	(地産)大阪府立環境農林水産総合研究所 生物多様性センターでは、センター内の試験池においてイタセンバラの生息域外保全を行っています。また、生息域内保全として、2009年度から国土交通省・淀川河川事務所と共同で淀川への野生復帰の試みを開始し、城北フンドでは2013年に再導入を行いました。2024年度は、地引網や環境DNA分析等を用いたイタセンバラの生息状況の確認や外来種の防除、インガイ科二枚貝の保全等に関する調査研究を行うとともに、「淀川水系イタセンバラ保全市民ネットワーク(イタセンネット)」が行う保全活動の支援を行いました。また、親子等を対象とした観察会等を開催し、生物多様性に関する普及啓発を実施しました。	6 14 15 17	-	●観察会 実施回数 1回 参加人数 100人	●イタセンバラの野生復帰に向けた放流効果と繁殖状況の確認 ●イタセンネットの保全活動(22回、1070人) ●観察会(1回、56人)	☆☆☆	2013年度に淀川へ放流したイタセンバラは2020年度頃まで自然繁殖を繰り返していたものの、近年著しく減少し、危機的な状況が続いています。しかし、取組を支援する市民ネットワーク活動により、野生復帰の障害となる外来魚の駆除が進み、イタセンバラと同様に絶滅の危機に瀕していた希少魚が淀川で再発見されるなどの成果も得られています。観察会の参加人数は指標に達しなかったものの、イタセンバラの野生復帰に向けた放流効果と繁殖状況の確認や、イタセンネットの保全活動に1,070人参加いただき、生物多様性保全の重要性について府民等に啓発することができました。	引き続き、イタセンバラの生息環境の調査研究や外来生物対策を行うとともに、関係機関や市民と連携してイタセンバラの再導入について検討していきます。また、府民を対象とした観察会の開催等、イタセンバラを活用した生物多様性保全および普及啓発を行います。	○			◎	
3-6	日本万国博覧会記念公園事業(市民参画型事業)	継続	万博記念公園における生物多様性の向上を図るため、市民参画等により、園内環境の整備を行うこと。	NPO団体等との協働により、竹林や花壇の整備を行うと共に、自然ガイドなどの情報発信を行いました。 (※)2018年10月から、指定管理者に事業引き継ぎ済	4 15 17	-	●市民参加による管理面積 竹林・田畑・果樹園 5.2ha 園内花壇 0.6ha	●市民参加による管理面積 竹林・田畑・果樹園 5.2ha 園内花壇 0.6ha	☆☆☆	想定どおりに実施しました。	引き続き、NPO団体や市民との協働を進めます。	○				○
3-7	希少な野生動物植物種の保全に資する仕組みづくり	継続	生物多様性の保全に資する行動を促進し、希少な野生動物植物種保全のための仕組みづくりを進めること。	生物多様性の保全に向けた取組を効果的に進めるため、研究機関や市町村等と連携して府内の野生動物植物種に係る調査情報等を収集し、府ホームページにおいて公表しました。	6 11 13 14 15 17	-	●府ホームページ更新回数 1回	●各市町村が所有する野生動物植物種の生息状況にかかるデータ等を取りまとめ、「大阪府いきもの資料館」として府HPで紹介 1回	☆☆☆	府内の動植物種の現状を理解することができました。また、これを公表することで、大阪府の現状を府民の方々に広く知っていただくことができました。	今後も継続して情報収集をするとともに、レッドリストについても改訂を検討しています。	○				◎

No.	施策事業名称	事業継続性	目的	内容	関連するSDGs ゴール	令和6年度 決算額 (千円)	令和6年度の取組				自己点検・評価・課題	改善策・今後の方向性	2030大阪府環境総合計画 「施策の基本的な方向性」との関係				
							進捗状況			評価			①中長期的 かつ 世界的な視野	②環境・社会・経済の統合的向上			
							取組指標		実績					外部性の 内部化	環境効率性の 向上	環境リスク・ 移行 への対応	自然資本 の強化
Ⅳ 健康で安心して暮らせる社会の構築																	
4-1	大気汚染防止のための 事業所規制	継続	事業所に対して大気汚染物質の排出規制を行い、大気環境基準を達成すること。	大気汚染防止法、ダイオキシン類対策特別措置法及び大阪府生活環境の保全等に関する条例に基づく施設等の設置・変更の事前届出について、ばい煙(NOX、SOx、ばいじん、有害物質)、揮発性有機化合物、粉じん、水銀等、ダイオキシン類の排出基準、設備構造基準の適合状況を審査し、不適合の場合には速やか改善するよう指導を実施しました。 また、立入検査等による施設の使用状況や排ガス測定結果の確認を行うとともに、点検結果等の報告を求めるほか、規制基準の適合状況を確認するため、排ガス等の測定(※)を実施しました。 (※)ダイオキシン類等一部項目の分析は、(地担)大阪府立環境農林水産総合研究所で実施	3 9 11	3,613	●排ガス等の基準が適用される事業所、立入・排ガス測定等を実施 ●構造基準が適用される事業所、立入検査を実施 【参考】2024年度実績 ●ダイオキシン類排出濃度測定 1事業所 ●揮発性有機化合物濃度測定 1事業所 ●有害物質測定 3事業所 ●水銀測定 1事業所 ●炭素酸化物測定 1事業所	☆☆	立入検査を383件、排ガス測定等7事業所実施しました。事業所への指導を通じて、大気汚染の防止に取り組みました。	引き続き事業所への立入検査を実施し、規制基準の遵守指導に取り組めます。	○	◎			○	○	
4-2	自動車NOx・PM総量削減対策の推進	継続	窒素酸化物(NOx)及び粒子状物質(PM)を削減し、対策地域全体で大気環境基準を達成・維持すること。	関係機関(関係市町村、道路管理者等)と連携し、交差点設置(右折レーン設置等の渋滞対策)等の交通流対策を実施しました。 また、エコドライブの推進や電動車等の普及促進等の施策を総合的に推進するとともに、自動車NOx・PM法に基づく総量削減基本方針の変更等を踏まえて策定した第4次計画に基づき指導を実施しました。 さらに、道路交差方式や自動車輸送統計調査とともに、自動車からのNOx・PMの排出量を推計し、自動車環境対策の進捗状況を把握しました。 グリーン購入法や大阪府グリーン配達実施要綱に基づき、物品納入業者に対するグリーン配達の指導を行いました。	3 9 11	13,835	●NOx・SPMに係る大気環境基準の達成局数 【参考】 ●NOx・PMの排出量の抑制 ●NOx・SPMに係る大気環境基準 全局達成 (NOx:90局、SPM:84局;2022年度) ●対策地域からのNOx・PM排出量 NOx:7,390トン、PM:450トン(2023年度)	☆☆	関係機関の相互の連携・協力のもと、各種自動車環境対策を着実に実施し、NOx・PMの排出量はともに計画どおりに削減し、総量削減計画(第4次)の目標達成に向けた取り組みを推進しました。	引き続き、関係機関の相互の連携・協力のもと、2023年度に策定した総量削減計画(第4次)に基づく対策を推進します。		◎	○		○	○	
4-3	微小粒子状物質 (PM2.5)の現状把握と 的確な注意喚起の実施	継続	PM2.5の注意喚起を的確に発信することなどにより、府民の安全・安心を確保すること。	自動測定機により状況を把握しホームページで公表しました。PM2.5濃度が高くなると予測される場合には、注意喚起の情報を防災情報メール等により速やかに発信することとしています。2024年度は該当する日はありませんでした。 また、PM2.5を構成する成分の分析を実施し、科学的な知見を集積すること。	3 9 11	-	●環境大気中の微小粒子状物質の調査局数 全25局 (内訳) 府管理 一般局:19局(うち成分分析:1局)、自排局:6局	☆☆	府管理25局(国設局2局を含む)で年間を通じて自動測定機による連続測定を行うとともに、府内1地点で成分分析を行いました。2012〜2024年度の成分分析結果を用いて、府内におけるPM2.5の構成成分の実態についてとりまとめました。 また、PM2.5の情報を分かりやすく発信するとともに、国の指針に基づき、注意喚起を行う体制を整備・運用しました。	引き続き、PM2.5の常時監視を着実に行之い、濃度が高くなると予測される場合には、注意喚起を的確に実施し、より幅広く府民に周知します。	○				◎		
4-4	光化学オキシダント・VOC 対策の推進	継続	光化学スモッグの発令対象の一つである揮発性有機化合物(VOC)の排出量を削減すること。	VOCの排出規制を着実に実施するとともに、化学物質管理制度に基づく事業者による適切な管理等を促進しました。 また、光化学スモッグ発令時の発令時には、健康被害の未然防止のため府民への周知を行うとともに、削減対象の工場へNOxやVOCの削減要請を行いました。	3 11	-	●VOCの排出抑制 【参考】 ●VOC排出量 0.927トン(2021年度)⇒ 届出修正があったため、再集計した結果 ●光化学スモッグ発令時の緊急時対象工場へのNOx 削減要請件数 122件(2022年度) ●光化学スモッグ発令時の緊急時対象工場への VOC 削減要請件数 36件(2022年度)	☆☆	工場・事業場に対してVOCの排出規制・指導を行うとともに、光化学スモッグ発令時には緊急時対象工場にNOxやVOCの削減要請を行うことにより、長期的には、排出量は概ね減少傾向で推移しています。	引き続き、工場・事業場に対してVOCの排出規制・指導を着実に実施します。 また、光化学スモッグ発令時には、被害未然防止のため府民への周知を行うとともに、緊急時対象工場にNOxやVOCの削減要請を行います。		◎				◎	
4-5	府有施設吹付アスベスト 対策事業	継続	府有施設において使用されているアスベストによる健康被害を防ぐこと。	府有施設において使用されている吹付アスベストについて除去対策工事を実施するとともに、空気環境測定による定期点検を実施しました。	3 11 12	11,165	●アスベスト除去対策工事等の実施施設数 2施設 ●空気環境測定箇所数 250箇所	☆☆	府有施設において使用されている吹付アスベストについて、予定していた施設のうち1施設はアスベスト除去対策工事を実施し、その他施設は空気環境測定により石綿発散防止対策を実施しました。(工事を予定していた1施設は施設のあり方を検討することになり未実施)	引き続き、アスベスト除去対策工事等及び空気環境測定により、石綿発散防止対策を的確に実施します。	○	◎			○		
4-6	アスベスト発散防止対策 等の推進	継続	府民の健康を守るため、建築物等の解体・改造・増修に係るアスベスト発散防止の徹底を図ること。	大気汚染防止法及び大阪府生活環境の保全等に関する条例に基づく立入検査や石綿濃度測定等を実施するほか、石綿事前調査結果報告システムや健康診断システム等の活用により事前調査や届出の事務負担の軽減を図るとともに、6月のアスベスト発散防止推進月間においては、解体現場の府内一斉パトロールや、府民・事業者を対象としたセミナーを行うとともに、11月には、関係団体・国・市町村と「大阪府 みんなで防止!石綿発散」推進会議を開催し、アスベスト発散防止対策の徹底に関する周知の取組について共有を図りました。 また、災害時のアスベスト発散防止に係る措置についてHP等を通じて府民等への周知を行いました。	3 11 12	-	●解体現場等における石綿の立入検査を実施 ●機密性の高い施設等に石綿を含有する躯体取壊等で、石綿濃度測定を実施 ●石綿発散防止対策セミナーの開催回数 1回 【参考】2022年度実績 ●解体現場等の立入検査回数 482回 ●石綿濃度測定 25回(分析は(地担)大阪府立環境農林水産総合研究所により実施。)	☆☆	届出対象解体現場等のほか、条例届出対象現場未届の解体現場等にも石綿事前調査結果報告システム及び健康診断システムの活用により事前調査や届出の事務負担の軽減を図るとともに、6月のアスベスト発散防止推進月間においては、解体現場の府内一斉パトロールや、府民・事業者を対象としたセミナーを行うとともに、11月には、関係団体・国・市町村と「大阪府 みんなで防止!石綿発散」推進会議を開催し、アスベスト発散防止対策の徹底に関する周知の取組について共有を図りました。 また、災害時のアスベスト発散防止に係る措置についてHP等を通じて府民等への周知を行いました。	引き続き、解体現場等への立入検査を実施するとともに、「STOPアスベスト モックアップ宣言」の署名団体とともに、適正な石綿発散防止対策の周知に努めます。	○	◎			○		
4-7	騒音・振動の防止	継続	工場・事業場、建設作業及び道路等からの騒音・振動を防止し、生活環境の保全を図ること。	幹線道路沿道における自動車騒音、大阪国際空港及び関西国際空港の周辺地域における航空機騒音、新幹線鉄道騒音に係る環境基準の達成状況を把握し、関係機関に低騒音舗装や低騒音型機材への代替などの対策の推進を働きかけました。 また、工場及び建設作業等の騒音・振動の規制権限を有する市町村において規制・指導の徹底が図られるよう、必要な技術的支援を行いました。	3 9 11	11,715	●自動車騒音モニタリング調査地域数 10町村域 (自動車騒音に係る環境基準の達成率:93.7%(2021年度)) ●航空機騒音調査の地点数 全7地点 (内訳) ●大阪国際空港周辺:通年3地点、短期2地点、関西国際空港周辺:短期2地点 ●市町村研修会の開催回数 4回	☆☆	●自動車騒音モニタリング調査地域数 10町村域 (自動車騒音に係る環境基準の達成率:93.7%(2023年度)) ●視察の大規模な作業の石綿濃度測定 22件(分析は、(地担)大阪府立環境農林水産総合研究所で実施) ●石綿発散防止対策セミナー 6回に開催 ●大阪府 みんなで防止!石綿発散!推進会議 11月に開催 ●法、条例に基づく届出件数 138件	引き続き、生活環境保全目標の達成率を把握するとともに、関係機関と連携して騒音対策の推進を図ります。		◎				◎	
4-8	沿道環境改善事業	継続	府が管理する道路において、騒音対策として低騒音舗装(排水性舗装)を実施し、沿道の環境改善を図ること。	環境基準の達成状況が悪い区間(騒音対策区間)において、路面の損傷状況に応じた補修を行う際に、低騒音舗装(排水性舗装)を実施することにより、騒音の低減を図り沿道環境の改善を行いました。	11	188,409	●低騒音舗装(排水性舗装)実施路線数 全4線 (内訳) 大阪中央環状線、茨木津津線、大阪狭山線、堺南線	☆☆	2024年度は約1.6万㎡の排水性舗装を施工し、沿道環境の改善を行いました。	引き続き、取組を継続します。		○					
4-9	悪臭防止規制指導に 関する市町村支援	継続	悪臭規制事務を担当する府内の市町村が適正な悪臭規制を推進できるよう市町村への支援を行うこと。	市町村からの悪臭規制、指導に関する問合せの対応や悪臭防止法施行状況調査の取りまとめを通して、悪臭規制事務で市町村が苦慮している点や府内の悪臭苦情の現状を把握しました。 そのうえで市町村職員を対象に研修会を開催し、臭気測定実習等の技術的支援を行うほか、各市町村での悪臭苦情事例等の情報共有や意見交換の場を設けることで、事例の処理方法や悪臭苦情の対応方法等の指導、臭気指数規制の導入を支援しました。	3 11	-	●悪臭規制・指導に関する助言を実施 ●市町村悪臭規制担当職員研修会の開催回数 1回	☆☆	市町村悪臭規制担当職員研修会の開催回数 1回	引き続き、規制権限を持つ市町村への技術的支援の取組を継続します。		◎				○	
4-10	水質汚染防止の事業所 規制	継続	水質汚染防止法、瀬戸内海環境保全特別措置法、ダイオキシン類対策特別措置法及び大阪府生活環境の保全等に関する条例に基づき、水質環境基準の達成及び有害物質による地下水汚染の防止を図ること。	法・条例に基づく施設の設置・変更の事前届出を義務付け、生物化学的酸素要求量(BOD)や有害物質等の排水基準、設備構造基準に適合しているかを審査し、必要に応じて指導を行いました。 また、規制の実効性を確保するため、届出施設等について立入・排水検査を実施し、排水基準や施設等の構造基準の遵守指導を行いました。	3 6 9 11 14	5,008	●排水基準が適用される事業場、立入・排水検査を実施 ●施設等の構造基準が適用される事業場、立入検査を実施 【参考】2024年度実績 ●立入事業場数 384箇所 ●排水の検体数 140検体	☆☆	●排水基準が適用される事業場、立入・排水検査を実施 ●施設等の構造基準が適用される事業場、立入検査を実施 【参考】2024年度実績 ●工場・事業所立入件数:358件 ●試料採取、分析件数:122件 うち 16件について改善を指導	引き続き、事業場への立入・排水検査を実施し、排水基準の遵守指導を行いました。	○	◎			○	○	
4-11	生活排水対策の推進	継続	河川等の良好な水環境を確保するため、生活排水の汚濁負荷量の削減を図ること。	河川等の汚濁の原因の約7割を占める生活排水の汚濁負荷量を削減するため、「市町村生活排水処理計画」の見直しを予定する市町村等を対象として、ヒアリング等技術的支援を行い、下水道や合併処理浄化槽等の生活排水処理施設の効率・効果的な整備を促進しました。 また、「大阪府生活排水対策推進月間」(2月)を中心に生活排水対策に関する街頭啓発やパネル展示等の普及活動を実施し、家庭でできる生活排水対策の実践の浸透を図りました。	3 6 11 14	-	●「市町村生活排水処理計画」見直し予定市町村等を対象として、ヒアリング等技術的支援を実施 7回 ●生活排水対策に関する街頭啓発やパネル展示等を実施 8か所 【参考】 ●街頭啓発3回、パネル展示9か所(2022年度)	☆☆	●「市町村生活排水処理計画」見直し予定市町村等を対象として、ヒアリング等技術的支援を実施 7回 ●生活排水対策に関する街頭啓発やパネル展示等を実施 8か所 ●生活排水適正処理率97.0%(2023年度末)	生活排水適正処理率が向上しました。街頭啓発やパネル展示等により啓発活動を実施することができました。	生活排水の100%適正処理をめざし、市町村による一層の生活排水処理施設の整備促進に向けた技術的支援を引き続き行います。	○	○			○	○
4-12	浄化槽整備事業の推進	継続	生活排水対策やトイレの水流化による生活環境の改善のために、合併処理浄化槽の整備を推進すること。	個人が浄化槽を設置する際の費用の一部を助成する「浄化槽設置整備事業(個人設置型)」及び市町村が主体となって各戸に浄化槽を整備し、住民から使用料を徴収して管理運営する「公共浄化槽整備推進事業(市町村設置型)」を実施する市町村に対して、府費補助金を交付するなど、浄化槽整備を推進しました。	6	2,791	●浄化槽設置整備事業(個人設置型)実施市町村数 11市町村 ●公共浄化槽整備推進事業(市町村設置型)実施市数 5市	☆☆	●浄化槽が設置されたことにより、河川等の水質の改善に寄与したと考えられます。	引き続き、府費補助金を交付するなど、より一層の浄化槽整備を図ります。	○	◎				○	
4-13	総量削減計画の進捗管理	継続	府内から発生し大阪湾に流入する化学的酸素要求量(COD)、窒素(T-N)、りん(T-P)の量を削減し、閉鎖性水域である大阪湾の水環境の改善を図ること。	COD、T-N、T-Pに係る第9次総量削減計画の進捗管理を行うため、関係機関等から入手した各種データの整理を行うことにより、発生負荷量を把握しました。あわせて、総量規制基準を設定する際に必要となる規制対象事業場の工程排水実態等についての調査や関係機関の取組の収集・整理を行いました。	6 14	47	●2023年度のCOD、T-N、T-Pの発生負荷量を取りまとめ 【参考】2024年度における削減目標量 ●COD:41トン/日 ●T-N:43トン/日 ●T-P:2.5トン/日	☆☆	●集計のため、2023年度の実績を記載 【参考】2023年度における発生負荷量 ●COD:41トン/日 ●T-N:42トン/日 ●T-P:2.5トン/日	引き続き、「豊かな大阪湾(保全・再生・創出プラン)」における負荷量の削減に向けた取組を進めるとともに、負荷量の把握を行います。	○	◎				◎	

No.	施策事業名称	事業継続性	目的	内容	関連するSDGsゴール	令和6年度 決算額 (千円)	令和6年度の取組			自己点検・評価・課題	改善策・今後の方向性	2030大阪府環境総合計画 「施策の基本的な方向性」との関係						
							進捗状況					②環境・社会・経済の統合的向上		①中長期的かつ世界的な視野	外部性の内部化	環境効率性の向上	環境リスク・移行リスクへの対応	自然資本の強化
							取組指標	実績	評価									
4-14	「豊かな大阪湾」保全・再生・創出プランの推進	継続	大阪湾流域の自治体等の関係機関や事業者、NPO等と連携し、大阪湾の水質改善・汚染防止や漁業部における生物が生きやすい海の創出等を図ることにより豊かな大阪湾の創出をめざすこと。	「豊かな大阪湾」保全・再生・創出プランに基づき、豊かな大阪湾の創出に向けた取組を推進しました。 ・企業や学校等が新たに大阪湾の保全・再生・創出活動を実施できるよう、モデル事業の成果を踏まえてノウハウ集を作成するとともに、セミナーを開催 ・大阪湾沿岸23自治体で構成する「大阪湾環境保全協議会」において、大阪湾の環境保全を啓発 ・大阪湾再生推進会議(事務局：近畿地方整備局)が策定した「大阪湾再生行動計画」に基づき、水質一斉調査などを実施し、関係機関と連携しながら大阪湾の水質改善を推進	6 12 14 17	5, 621	●セミナーの開催 1回 ●大阪湾フォーラムの開催、フィッシングショー等のイベントへの出展回数 5回	●セミナーの開催 1回 ●大阪湾フォーラムの開催、フィッシングショー等のイベントへの出展回数 7回	☆☆☆	「豊かな大阪湾」保全・再生・創出プランに基づき、民間企業やNPO法人などの様々な主体が、大阪湾における環境保全活動を企画・実施するなどの情報をとりまとめた「豊かな大阪湾」保全・再生・創出活動推進ノウハウ集を作成し、セミナーを開催しました。 干潟の生物生息地の保全・創出に取り組み、大阪湾の里海づくりについて啓発をしました。 イベントの開催・出展により大阪湾の環境保全について啓発できました。	引き続き、大阪湾の水質状況等の把握に努めるとともに、作成したノウハウ集等を活用し、「豊かな大阪湾」保全・再生・創出プランの推進、環境保全の啓発に取り組みます。	○						◎
4-15	おおさか海ごみゼロプランの推進	継続	「豊かな大阪湾」の実現のため、プラスチックごみを含める活動に伴うごみの流入がない大阪湾をめざし、大阪湾に流入するプラスチックごみの量を2030年度に2021年度比で半減させる目標を達成すること。 (目標年度：2030年度)	ごみの発生原因を踏まえた効果的な発生源対策や、まちや川、海岸における美化活動の活性化等を推進しました。 【主な事業】 ・河川流域の自治体で構成する協議会を活用した発生源対策の推進 ・美化活動のさらなる活性化を図るため、企業や大学等と連携し、幅広い年齢層の参加が期待できるイベント等を企画・実施 ・大阪湾のごみの回収の推進(「海岸漂着物等対策事業」参照)	3 6 11 14 17	1, 662	●大阪湾に流入するプラスチックごみ量の削減 【参考】2024年度実績 ●2021年度大阪湾に流入するプラスチック量(年間)1,032m ³ 、58.8トン	●大阪湾に流入するプラスチックごみ量の削減 【参考】2024年度実績 ●イベント等の開催・出展 18回 ・大阪湾の海ごみの回収(「海岸漂着物等対策事業」参照) 109.2m ³ 、180.67t	☆☆☆	河川流域の自治体等と構成する協議会を活用し、発生源対策にかけるる啓発や、「ごみ拾いideなごみ運動」等を活用した美化活動を実施しました。	引き続き、効果的な発生源対策や、美化活動の活性化を推進していきます。	○						◎
4-16	海岸漂着物等対策事業	継続	大阪湾の海ごみを回収するとともに、その発生抑制のための監視調査や啓発を行うことにより、海洋プラスチックを含む海岸漂着物等の削減を図ること。	漁業者と連携して海底ごみ及び漂流ごみを回収・処分するとともに、河川におけるマイクロプラスチックの実態把握調査(個数・プラスチック回収)及び海岸に漂着したごみの回収調査を実施しました。また、市町村が行う海岸漂着物等の回収や発生抑制の啓発に要する費用を補助しました。	12 14 17	31, 000	●河川におけるマイクロプラスチックの実態把握調査 2箇所 ●海岸の漂着ごみ等の回収調査 1箇所 ●市町村等の海岸漂着物等対策への補助 1団体	●河川におけるマイクロプラスチックの実態把握調査 5箇所 ●海岸の漂着ごみ等の回収調査 1箇所 ●市町村等の海岸漂着物等対策への補助 1団体	☆☆☆	河川のマイクロプラスチックの実態把握調査や海岸の漂着ごみの回収調査を実施し、発生抑制対策の推進に努めています。	引き続き大阪湾及び河川におけるごみ組成調査を実施し、効果的な発生抑制対策の推進に努めていきます。	○						◎
4-17	大阪湾流域環境整備事業	継続	水産生物の産卵や幼体仔魚の育成、ブルーカーボンの蓄積の場として重要な藻場を創造・保全し、海域環境の改善を図ること。	「大阪府海域ブルーカーボン生態系ビジョン」藻場の創造・保全による豊かな魚底(なにかわ)の海へ(2022年策定)に基づき、豊後野市(市域の大半が藻場)において、藻場に着底基質(ブロック)を設置し、ハードソフトが一体となった取組により藻場の創造・保全、魚介類の生育環境の向上を図りました。	13 14 17	153, 296	●着底基質設置箇所数 1箇所	●着底基質設置箇所数 1箇所	☆☆☆	岬町の小島工区において、海藻の生える着底基質(ブロック)を設置しました。	引き続き、大阪湾の南部において藻場の創造・保全を進めていきます。	○						◎
4-18	大阪湾奥部におけるブルーカーボン生態系の創出	新規	「大阪湾MOBAリング構想」の実現をめざし、湾奥部における藻場創出への企業等の参画を促進するとともに、万博までに会場周辺に藻場を創出すること。	湾奥部の傾斜型藻場ににおける藻場創出のポテンシャルが高い過地の調査、効果的な創出方法のとりまとめ、万博の機会を捉えた情報発信を行ったなどの広報・啓蒙の作成を行いました。 また、万博会場周辺海域において藻場創出に取り組む事業者等を公募し、補助を行いました。	13 14 17	21, 087	●ポテンシャル調査の実施 堺市～貝塚市の海岸 ●事業者等への補助 5事業者程度	●ポテンシャル調査の実施 堺市～貝塚市の海岸 ●発生源より広域ゾーンの作成(映像コンテンツ) ●事業者等への補助 4事業者(事業者の1/2補助)	☆☆☆	ポテンシャル調査の結果を「大阪湾奥部における藻場創出の手引き」としてとりまとめました。また、枚方市西海岸周辺海域における藻場創出事業について、補助事業者は指導を下すためのモニタリングの結果、藻場の生長が確認され藻場創出が進んでいることを確認しました。大阪湾におけるブルーカーボン生態系の取組に対する理解を深め、企業等の意識向上の推進を進めるため、啓発動画や大阪湾のバーチャル体験動画を作成しました。これらの手引き、モニタリング結果、映像コンテンツは、いずれも府のHPで公開しています。	MOBAアライアンス会員等による大阪湾奥部における具体的な藻場創出時において、手引きを活用します。 映像コンテンツについて、万博に関連する様々なイベント等で活用し、ブルーカーボン生態系の重要性について啓発します。 補助事業者に対して藻場創出後、3年間のモニタリングを義務付け、モニタリング結果、映像コンテンツは、いずれも府のHPで公開しています。	◎						◎
4-19	流域下水道事業の推進	継続	流域下水道の整備を進めることにより、公共用水域の水質改善を促進し、BODの削減率(全目標)の達成率の向上及び閉鎖性水域の富栄養化の軽減を図ること。	大阪府の下水道普及率は97%を超えており、水みらいセンター(下水道処理場)や流域下水道幹線などの基幹施設は構築していることから、管線、ポンプ場、水みらいセンターの計画的な改築と下水道の機能維持に取り組み、引き続き大阪湾や河川等の公共用水域の水質改善を図ります。 また、水みらいセンターとポンプ場においては、合流式下水道の改築を推進しました。	3 6 12 14	36, 752, 757	●下水道普及率 97.0% ●施設整備内容 ・合流式下水道の改築箇所数 2箇所 ・下水道処理機能の計画的な維持保全実施箇所数 38箇所 水みらいセンター12箇所、ポンプ場26箇所	●下水道普及率 97.1% ●施設整備内容 ・合流式下水道の改築箇所数 2箇所 ・下水道処理機能の計画的な維持保全実施箇所数 38箇所(内訳) 水みらいセンター12箇所、ポンプ場26箇所	☆☆☆	2023年度末における下水道普及率は、前年度から0.1%増加し97.1%となりました。 施設整備については、当初計画どおり実施しました。	引き続き、下水道普及率の向上及び下水道の機能維持に取り組みます。							○
4-20	環境リスクの高い化学物質の排出削減	継続	化学物質に係る環境リスクを低減すること。	環境リスクの高い化学物質の排出削減を図るため、化学法及び大阪府生活環境の保全等に関する条例に基づき、化学物質の排出量等の減の促進、データの集計・公表を行うとともに、事業者に対する指導・助言を行いました。 また、排出量削減の効果を検証するため、有害大気汚染物質モニタリング等の測定データを活用し、環境中への排出量と環境濃度の経年的な傾向及びその関連性等について比較検討を進めました。	3 6 9 11 12	108	●環境リスクの高い化学物質の排出を削減 【参考】2022年度実績 ・管理化学物質の排出量1,047トン(2021年度) ・化学物質の排出量等データの公表回数 1回	●環境リスクの高い化学物質の排出を削減 【参考】2022年度実績 ・管理化学物質の排出量1,047トン(2021年度) ・化学物質の排出量等データの公表回数 1回	☆☆☆	事業者に対し化学物質の排出削減に向けた指導・助言を行うこと等により、環境リスクの高い化学物質の排出削減を促進しました。	引き続き、化学物質の排出量等の減の促進、データの集計・公表を行うとともに、事業者に対し指導・助言を行うことにより、環境リスクの高い化学物質の排出削減を促進します。	◎						◎
4-21	大規模災害時における化学物質による環境リスク低減対策の推進	継続	大規模災害に備えた事業者による化学物質の自主的管理の強化を図ること。	事業者に対し、南海トラフ巨大地震等の大規模災害時の化学物質による環境リスクを把握し、その低減方を検討・実施した管理計画書の編成を求めています。編出された計画書に沿って対策が行われていくよう立入検査等により進捗状況を確認し、指導を行いました。 また、災害時の消防活動をより安全なものにするため、事業者からの届出情報に基づき、市町村消防部局に対し、化学物質の取扱情報を定期的に提供しました。	3 6 11 12	-	●環境リスク低減対策指導のための立入検査を実施 【参考】2022年度実績 ・立入事業所数 45箇所 ・取扱情報提供回数 2回	●立入事業所数 71箇所 ●取扱情報提供回数 2回	☆☆☆	届出対象事業所に対する計画書の進捗状況の調査や立入検査、消防部局への情報提供を行いました。また、届出対象規模未満の事業所に対して、業界団体を通じて、周知を行いました。	引き続き、事業者への対策推進の指導等を行うとともに、市町村消防部局に対する化学物質取扱情報の提供等を行います。	○						◎
4-22	化学物質に関するリスクコミュニケーションの推進	継続	化学物質による環境リスクに関する科学的な知見・情報を市民・事業者・行政が共有し、相互理解を深めるための対話である「リスクコミュニケーション」の取組を推進すること。	化学物質の排出削減やリスクコミュニケーションの重要性について、府民・事業者等の理解を深めるため、化学物質対策に関するセミナーを開催しました。	3 4 6 11 12	-	●化学物質対策に関するセミナー開催回数 1回	●化学物質対策セミナー開催回数 1回、参加申込者数 596 人	☆☆☆	セミナーを開催し、届出対象物質の改正や大規模災害に備えたリスクコミュニケーションの重要性等について最新情報を提供することができました。	引き続き、セミナーの開催等により、府民・事業者・行政のリスクコミュニケーションの推進に努めます。	○						◎
4-23	土壌・地下水汚染対策の推進	継続	土壌汚染対策法及び大阪府生活環境の保全等に関する条例等に基づき、土壌・地下水汚染による健康被害の防止を図ること。	法令等に基づき、土地の所有者等が行う土壌汚染の状況調査や汚染の除去等の措置、有害物質を使用している事業場における土壌汚染の未然防止のための漏えい防止対策について指導を行いました。 また、事業場による地下水汚染対策の適切に推進されるよう指導を行うとともに、地下水の汚染状況の把握及び適切な対策の促進を図りました。	3 6	285	●土壌汚染対策法等の基準が適用される形質変更工事及び措置等に係る立入検査の実施 【参考】2022年度実績 ・立入事業所数 13箇所	●立入事業所数 7箇所	☆☆☆	報告された調査・対策について指導し、事業を適切に推進しました。	引き続き、法・条例に基づく土地所有者等への指導を適切に推進します。					◎		○
4-24	地盤沈下対策に係る規制指導	継続	地盤沈下を未然に防止すること。	工業用水法及び大阪府生活環境の保全等に関する条例に基づく許可の審査のほか、地下水採取の実態を把握するため、地下水の採取量について報告の徴収を行い、必要に応じて事業者に対し指導を実施しました。 また、府内の地盤沈下の状況を把握するとともに、地盤沈下量と地下水位の観測を行い、地盤沈下量と地下水位の観測箇所 15箇所	11	3, 398	●工業用水法に基づく許可、地下水採取量報告徴収及び地盤沈下量・地下水位の観測の実施 【参考】2022年度実績 ・地盤沈下量・地下水位の観測 15箇所	●工業用水法に基づく許可 83件、地下水採取量報告徴収 1282件 ●地盤沈下量・地下水位の観測 15箇所	☆☆☆	許可に係る審査や報告徴収及び地盤沈下量の観測等により、地盤沈下の未然防止を図ることができました。	今後も許可に係る審査、報告徴収及び地盤沈下量の観測等を継続して行います。	◎						○
4-25	大気汚染常時監視	継続	大気汚染に係る生活環境保全目標の適否など環境の現状を把握するとともに、健康被害等の未然防止を図ること。	大気汚染自動測定機を整備するとともに、国政測定局の維持管理を委託し、大気汚染状況を継続的に監視して生活環境保全目標の適否を確認、公表しました。 光化学スモッグ注意報等の発令(予報6回、注意報3回)、周知を行いました。数日粒子状物質(PM2.5)の注意喚起が必要となる日はありませんでした。 また、PM2.5の構成成分や有害大気汚染物質濃度について、調査・分析を実施して汚染状況を把握し、アスベストについても大気中濃度を経年的に監視、公表しました。	3 11	123, 707	●大気汚染常時監視実施局数 27局(国設局2局を含む) ●PM2.5成分分析実施地点数 1地点 ●有害大気汚染物質モニタリング実施地点数 6地点 ●アスベスト環境モニタリング実施地点数 4地点	●大気汚染常時監視実施局数 27局(国設局2局を含む) ●PM2.5成分分析実施地点数 1地点 ●有害大気汚染物質モニタリング実施地点数 6地点 ●アスベスト環境モニタリング実施地点数 4地点	☆☆☆	大気汚染常時監視局において、大気汚染物質濃度や微粒子状物質濃度を常時監視しました。 また、有害大気汚染物質やアスベスト濃度を測定し、府域の状況を把握しました。	引き続き、大気汚染防止法等に基づき、大気汚染の状況を適正に常時監視し、その結果は、ホームページを通じて府民に情報提供します。	○						○
4-26	公共用水域常時監視	継続	水質について、生活環境保全目標の適否など環境の現状を把握するとともに、健康被害等の未然防止を図ること。	河川及び海域における水質等の常時監視(概況調査、継続監視調査、汚染戸周辺地区調査)を行い、生活環境保全目標の適否を確認、公表しました。 環境省からの委託により、瀬戸内海における水質汚濁、富栄養化の実態を広域的かつ統一的に把握するための調査のうち、大阪湾の調査を行いました。	3 6 11 14	65, 301	●水質の常時監視地点数 河川：水質57地点、底質9地点 海域：水質15地点、底質5地点 地下水質：概況調査20地点、継続監視調査 35地点 ●環境省委託調査 大阪湾海域：水質7地点、底質2地点、マクロベントス(底生生物)2地点	●水質の常時監視地点数 河川：水質57地点、底質9地点 海域：水質15地点、底質5地点 地下水質：概況調査20地点、継続監視調査 35地点 ●環境省委託調査 大阪湾海域：水質7地点、底質2地点、マクロベントス(底生生物)2地点	☆☆☆	水質測定計画に基づき、府域の公共用水域(水質・底質)及び地下水質を常時監視しました。	引き続き、水質汚濁防止法等に基づき、公共用水域及び地下水の水質を適正に常時監視し、その結果は、ホームページを通じて府民に情報提供します。	○						◎
4-27	ダイオキシン類の常時監視	継続	ダイオキシン類について、府内の環境状況を継続的に把握すること。	ダイオキシン類対策特別措置法に基づき、大気、河川・海域(水質・底質)、地下水質、土壌のダイオキシン類の常時監視を行い、生活環境保全目標の適否を評価、公表しました。	3 6 11 14	11, 513	●常時監視実施地点数 大気 6地点 河川水質・底質 21地点 海域水質・底質 5地点 地下水質 6地点 土壌 6地点	●常時監視実施地点数 大気 6地点 河川水質・底質 21地点 海域水質・底質 5地点 地下水質 6地点 土壌 6地点	☆☆☆	国の地方行政機関の長並びに指定都市及び中核市の長と協議の上、府域の大気、水質・底質及び土壌のダイオキシン類濃度を常時監視しました。	引き続き、ダイオキシン類対策特別措置法に基づき、大気、水質(水底の底質を含む)、土壌に係るダイオキシン類の汚染状況を適正に常時監視し、その結果は、ホームページを通じて府民に情報提供します。	○						○
4-28	公害審査会	継続	公害に係る紛争について、公害紛争処理法に基づき調停、あっせん及び仲裁を行うことにより、その迅速かつ適正な解決を図ること。	公害紛争処理法に基づく府民等からの申請を受けて、案件ごとに調停委員会等を設けて調停手続等を行いました。また、公害審査会全体会議を開催し、係属中の公害調停の進捗状況等について意見交換を行いました。	3 6 11	1, 181	●公害審査会全体会議の開催回数 2回 【参考】2023年度実績(2023年12月現在) 公害審査会全体会議の開催回数 2回 案件数 係属中 5件、新規申請 2件、終結 2件	●公害審査会全体会議の開催回数 2回 案件数 係属中 6件、新規申請 4件、終結 5件	☆☆☆☆	公害紛争処理法に基づく調停申請に対して、紛争の解決を図るため、迅速かつ適正に手続を進め、11件のうち5件が終結しました。	調停制度の理解を深め、活用されることにより、公害被害を減少させ府民の生活環境の改善を促します。	◎						

